No.		

東ティモール民主共和国

平和の定着 「復興後の社会における融和促進 プログラム」プロジェクト形成調査 報告書

平成 17 年 11 月

(2005年)

独立行政法人 国際協力機構

アジア第1部

地 -
JR
02-19

プロ形調査団訪問地 地図



(*)訪問は行っていないが、社会的弱者支援の対象候補地域

写真



MoLCR マリアナ地域事務所 (ボボナロ県マリアナ)



国境に関する意識向上の住民会議 (ボボナロ県カイラコ準県マナポ村)



MoLCR **バウカウ**地域事務所 (バウカウ県バウカウ)



村長からのヒアリング (ビケケ県ビビレオ村)



村の女性たち (ビケケ県ビビレオ村)



公衆井戸・水浴び場 (ビケケ県ビビレオ村)



対東ティモール支援と平和の定着プログラムタイムフレーム



東ティモール平和の定着 全体像
(1)紛争後の主な未解決課題 和解(東ティモール国内の和解、インドネシアとの和解、元難民の帰還) 社会的弱者のケア・生活向上(人権侵害被害者、戦争寡婦、孤児、元難民など) 元兵士の登録・認知、社会保障・雇用 司法・立法・行政に関する住民の理解促進、サービスアクセス メディアの質・機能の向上 市民と警察の信頼醸成
(注: ・ は、下記(3). JICA の援助重点分野「平和の定着」プログラム対象課題)
 (2)東ティモール政府の主な取組み ・2000年~05年5月 国連重大犯罪部(SCU)、重大犯罪特別パネル(SCSP) ・2002年~05年7月 受容真実和解委員会(CAVR)*法律に基づき設立された独立機関 ・2003年1月 安定化計画(Stability Program: 2002年12月暴動を受け、18ヶ月間に 達成すべき課題に対する実行計画) ・2003年~現在 元兵士の登録・認知作業、政策策定
 (3)日本政府の援助重点分野と主な取組み ・2002年 CAVRの緊急無償支援(CAVR事務所設置:旧バリデ刑務所修復)など ・重点3分野(「人材育成」「インフラ整備」「農業・農村開発」)に加え、国民和解及び社会的弱者 支援を中心とした「平和構築」分野の支援実施を表明(2002年5月 第6回支援国会合) ・2003年 UNDP RESPECT(元兵士及びコミュニティのための復興・雇用・安定プログラム」) へ資金協力 ・「平和の定着」及び「国造り」に対する支援を継続(2005年1月第2回経済協力政策協議)
 (4) JICAの援助重点4分野 (2005年度~) 「人材育成・制度作り」、「インフラ整備・維持管理」、「農業・農村開発」 「平和の定着」 <u>復興後の社会における融和促進プログラム(和解促進、社会的弱者支援)</u> 民主化促進プログラム(司法・立法・行政に関する住民の理解促進、メディアの質・機能の向上、市民と警察の信頼醸成)

略語表		
AUSAID	Australia Agency for International Development	オーストラリア国際開発庁
CAVR	Comisao de Acolhimento, Verdade de	受容真実和解委員会
	Reconciliacao (Commission for Reception,	
	Truth and Reconciliation)	
CNRT	Conselho Nacional de Resistência Timorense	ティモール民族抵抗評議会
	(National Council of Timorese Resistance)	
FALINTIL	Liberation Front of Timor Leste	東ティモール民族解放軍
FOKUPERS	Forum Kominikasi Untuk Perempuan Timor	東ティモール女性のための
	Lorosae (Communication Forum for Women in	コミュニケーションフォー
	Timor Leste)	ラム(現地 NGO)
FRETILIN	Revolutionary Front for an Independent	東ティモール独立革命戦線
	East Timor	
ILO	International Labour Organisation	国際労働機構
IOM	International Organisation for Migration	国際移住機構
MoLCR	Ministry of Labour and Community	労働コミュニティ再融和省
	Reinsertion	(旧労働社会連帯庁)
NDI	National Democracy Institution	国家の民主支援協会(米 NGO)
OMT	Organizacao da Mulher Timorense (Timorese	CNRT 下に組織化された女性
	Women's Organisation under CNRT)	市民グループ
OPE	Office of Promotion for Equality	首相府ジェンダー平等推進
		室
OPMT	Organizacao Popular da Mulher Timorense	FRETELIN に帰属する女性市
	(Timorese Women's Organisation	民グループ
	affiliated with FRETILIN)	
PRADET	Psychosocial Recovery and Development of	東ティモール心理社会復興
	East Timor	開発(現地 NGO)
PNTL	Policia Nacional de Timor Leste	東ティモール国家警察
RESPECT	Recovery, Employment and Stability Program	東ティモールにおける元兵
	for Ex-combatants and Communities in	土及びコミュニティのため
	Timor-Leste	の復興・雇用・安定プログラ
		Д
SCU	Serious Crime Unit	重大犯罪部
SCSP	Serious Crime Special Panel	重大犯罪特別パネル
SIP	Sector Investment Program	セクター投資計画

SSLS	Secretary of Social, Labour and Solidarity	労働社会連帯庁(2005 年 6
		月まで)
UDT	Timorese Democratic Union	ティモール民主同盟
UNDP	United Nations Development Program	国連開発計画
UNHCR	United Nations High Commissioner for	国連難民高等弁務官事務所
	Refugees	
UNOTIL	United Nations Office of Timor-Leste	国連東ティモール事務所
UNMISET	United Nations Mission Support for East	国連東ティモール支援団
	Timor	
UNTAET	United Nations Transitional	国連東ティモール暫定行政
	Administration for East Timor	機構
USAID	United States Agency for International	アメリカ国際開発庁
	Development	
WB	World Bank	世界銀行

地図

写真

対東ティモール支援と平和の定着プログラムタイムフレーム

東ティモール平和の定着全体像

略語表

第1章 調査の概要	••••• 1
1 - 1 調査の背景・経緯	•••••
1 - 2 調査の目的	••••• 1
1-3 調査団員構成・調査期間	•••••• 2
1 - 4 調査の位置付け	2
1 - 5 調査日程	2
第2章 総括・提言	•••••• 4
2 - 1 対象課題の背景、経緯、現状	•••••• 4
2 - 1 - 1 和解	••••• 4
2 - 1 - 2 社会的弱者支援	••••• 5
2 - 2 課題に対する政府の取組みと今後の動向	••••• 7
2 - 2 - 1 和解	••••• 7
2 - 2 - 2 社会的弱者支援	••••• 10
2 - 3 協力に係る留意点・配慮事項	••••• 11
2 - 3 - 1 和解	••••• 11
2 - 3 - 2 社会的弱者支援	••••• 12
2 - 4 協力の方向性	••••• 13
2 - 4 - 1 和解	••••• 13
2 - 4 - 2 社会的弱者支援	••••• 14
第3章協力案の抽出	••••• 16
3 - 1 協力案	••••• 16
3 - 1 - 1 協力案 1	••••• 16
3 - 1 - 2 協力案 2	••••• 21
3 - 1 - 3 協力案 3	••••• 23
3 - 1 - 4 協力案 4	••••• 25
3 - 1 - 5 協力案 5	••••• 27
第4章 協力案1(「社会的弱者支援機能強化プロジェクト	」)に係る基礎情報・・・ 30
4 - 1 東ティモール国家開発計画における社会的弱者支援	
4-2 セクター投資計画(SIP)における社会的弱者支	援の位置付け ・・・・31
4 - 3 労働コミュニティ再融和省(旧労働社会連帯庁)) の任務・・・・・・3 2

4 - 4	社会サービス局の任務	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
4 - 5	紛争被害の影響が大きい3つの地域(村)	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2

付属資料

•	付属資料目次	•	•	•	•	•	•	•	4 0	
•	主要面談者一覧	•	•	•	•	•	•	•	4 1	
•	主要訪問先会議議事録	•	•	•	•	•	•	•	43	
•	プロ形調査入手資料一覧	•	•	•	•	•	•	•	66	
•	要請書(英語オリジナル)		•		•	•	•	•	i	

第1章 調査の概要

1-1 調査の背景・経緯

東ティモールでは、インドネシアとの 24 年に渡る独立闘争において、併合派と独立 派の対立のほか、独立派同士の対立(1974 年~75 年の UDT と FRETELIN の内戦、1976 年~79 年の FRETELIN 内部対立)も含め、複雑な対立構造が生み出され、和解と国民統 合は国家として解決すべき課題のひとつである。また、紛争の被害者などの社会的弱者 への対応は、2002 年 5 月の正式独立以降、政府による充分な対応はなされておらず、 人々の不満は解消されていない。

東ティモールの国家形成を支えてきた国連東ティモール支援ミッション(UNMISET) は、規模を縮小し、2005 年 5 月より国連東ティモール事務所(UNOTIL)として 1 年間 延長することとなったが、和解分野や紛争被害者の救済への取り組みについては、現在 のところ大きな支援は計画されていない。

復興開発期には、受容真実和解委員会(CAVR)による和解促進活動のほか、UNDP RESPECTによる収入創出の支援等が行なわれてきたが、住民のニーズを残したまま活動 を終了したため、今後フォローとなる中長期的な支援が求められている。

紛争被害者や未亡人等の社会的弱者への対応は、国家開発計画の大目標のひとつであ る「貧困削減」の達成のために重要な要素であり、彼らに対するコミュニティレベルで の生計向上支援が必要とされている。しかし、担当政府機関が脆弱であるため、弱者支 援の戦略や具体的な支援計画が策定されていない状態が続いている。他方、ベテラン(元 兵士)問題においては、政府による登録・認知作業が行なわれており、社会的認知、恩 賞、社会保障など、政府による具体的な取組みの実施が期待されている。

1-2 調査の目的

東ティモールの和解問題等について、より専門性の高い知見による調査を行ない、政府関係者との協議のもと、平和の定着「復興後の社会における融和促進プログラム」に おける協力案の実現可能性を確認し、平成18年度要望調査プロセスにのせる新規案件の形成を目指す。

今般の調査では、「和解促進」「社会的弱者支援」を対象課題とし、中でも優先度の高

い「社会的弱者支援」は、紛争被害の影響が大きい地域を対象とした生計向上に資する 支援に着目した案件形成を行なう。

1-3 調査団員構成・調査期間

団長/和解分野

松野明久 大阪外国語大学教授(元東ティモール受容真実和解委員会アドバイザー) 協力企画

河合憲太 JICA アジア第1部東南アジア第1チーム Jr 専門員 調査期間

2005年7月26日~8月6日 (12日間)

1-4 調査の位置付け



1-5 調査日程

日程		行程
7月26日	火	成田出発 - デンパサール泊
		午前:ディリ着
7日27日	水	午後:JICA 東ティモール駐在員事務所打合せ
7月27日	小	日本大使館表敬訪問
		UNOTIL表敬訪問

7月28日	木	午前:労働コミュニティー再融和省(MoLCR) 午後:首相府ジェンダー平等推進局 UNDP NGO Lao Hamutuk
7月29日	金	午前:MoLCR マリアナ地域事務所 午後:NDI住民会議視察、孤児院視察 大統領補佐官との夕食会
7月30日	±	資料整理・文書作成
7月31日	日	資料整理・文書作成
8月1日	月	午前:MoLCR第2回目打合せ 教育省 午後:NGO Tuba Rai Metin CAVR
8月2日	火	 午前:陸路移動 MoLCR バウカウ地域事務所 午後:ビケケ県行政事務所 ビビレオ村訪問・視察
8月3日	水	午前:ビケケ県行政事務所、RESPECT サイト(終了済)視察 午後:陸路移動、マナトゥト灌漑視察
8月4日	木	午前: MoLCR 第 3 回目打合せ メティナロ記念碑・納骨堂視察 午後: JICA 東ティモール駐在員事務所、日本大使館 報告
8月5日	金	午前:オリンピック委員会事務局 午後:ディリ - デンパサール移動
8月6日	±	午前:成田着

第2章 総括・提言

2.1 対象課題の背景・経緯・現状

2-1-1 和解

復興後の東ティモールにおける平和の維持には、独立問題を巡って生じた亀裂を修復し、国民融和を進める必要がある。その前提として、過去の傷を癒し、対立する勢力の 和解を実現しなければならない。

復興後の東ティモールにおける和解は、国境地域の安定、難民帰還促進、そして東ティモール内の社会的統合の強化といった具体的課題と深く関係している。

(1)国境地域の安定

国境地域の安定の必要性の背景に、1999年の住民投票後に西ティモールに逃げた 統合派民兵たちがしばしば越境して東ティモールに侵入し、治安を乱すという現象が ある。こうした現象は、西ティモールに逃げた統合派民兵たち自身「和解」の用意が できていないということを意味するが、東ティモール側の住民たちも挑発に乗らない よう意識向上をはかり、治安撹乱に対して官民協力関係を整備し、国境をめぐる関係 を正常化する必要がある。

(2)難民帰還促進

難民帰還促進は、西ティモールに発する治安撹乱行為を防止するために非常に重要 なことである。現在西ティモールには2万数千人の東ティモール人が難民となってい るが、彼らの中には元統合派民兵として東ティモールに対する報復を考えている者た ちもいる。しかし、難民としての生活が長引けば長引くほど、東ティモール社会への 再統合が困難になることから、早期の難民帰還が望まれるところである。

(3) 東ティモール内の社会的統合の強化

東ティモール内の社会的統合の強化は、対立する立場の人々(元独立派・元統合派) が同じ社会の中で、同じ国民として暮らしていくために不可欠である。法的なレベル では、暴力をふるっていない限り、元独立派であろうと元統合派であろうと責任を問 われることはない。元統合派でも今日政府の要職に就いている人、国会議員になった 人、ビジネスマンとして成功している人は少なくない。

しかし、暴力をふるったとの疑惑をもたれている人、民兵組織のメンバーだった人 などに対する人々の視線は冷ややかなものがある。ひとつには<u>彼らが再び紛争を引き</u> 起こすのではないかという危惧があり、それが払拭されないまま同じ共同体の中で暮 らしているという状況があるからである。元統合派の人々もそうした社会の冷ややか な視線を感じ取っており、いきおい感情的な反発に陥りやすい。それでお互い共同の 作業ができない、それぞれが自分たちだけで集団を形成しがちといった現象が起きて いる。

また、紛争が24年間に及んだことの影響を見逃してはならない。一般に、統合派 の人々はインドネシア統治下で優遇されてきたと考えられている。統計的な根拠があ るわけではないが、統合派の住民が教育を受ける機会(インドネシア時代の州政府奨 学金等)、公務員になる機会が多かったことは容易に推察しうる。一方、独立派の活 動家たちは、投獄されたり隠れ潜んで生活していたため、学校に行ったり仕事につい たりする機会が少なかったという事情がある。今日、学歴や能力主義で採用を行なう と、かつての独立派の人々は不利になってしまう。

さらに、<u>独立派ゲリラを支援していたような村落は絶えず監視・迫害の対象となり、</u> 経済的発展からも取り残されてきたような印象がある。こうした<u>地域格差</u>については、 東ティモール人政治指導者や開発に携わる NGO 関係者もしばしば口にする。さらに、 1999 年の住民投票前後の騒乱では、独立派の多く住む地域の住宅が集中的に放火・ 破壊された。このこともまた独立派の人々に痛手を被らせた。

つまり、政治的な対立は、長年の紛争をへて社会経済的な格差へと複雑化してしまったのである。独立派と統合派にある長年のわだかまりは、独立後具体的な対立へと 発展してはいない。しかし、このまま放置されれば、コンフリクトの再燃の契機を形 作るということは十分に考えられる。

2 - 1 - 2 社会的弱者支援

東ティモールにおいて救済が必要だと考えられる紛争の被害者には次のようなカ テゴリーがある。これらのカテゴリーのうち貧困な状態におかれている人々の救済が 特に求められている。

(1)紛争で夫を亡くした未亡人

紛争で夫をなくした未亡人は、自活できない場合も多く、親元に帰ったり親戚に 身を寄せたりして暮らしている。子どもが成長して稼いでいる場合は、子どもに扶 養してもらうことも可能である。しかしいずれの場合も肩身の狭い思いをしている という指摘がある。

(2)親をなくした孤児

孤児については、親戚に引き取り手がいない場合、東ティモール各地に孤児院が あって収容されているようである。ストリートチルドレンとなって路上生活をして いるというような事例は、ないとは断言できないまでも、少ない。孤児院はカトリ ック教会が運営しているものが多く、ディリには NGO や個人の投資家が運営してい るものもある。これらの孤児院は紛争の孤児かどうかを区別しない。また、実際に は親は生存していても、扶養能力がないため、孤児院に預けている場合もあると聞 く。孤児院は一般に厳しい財政状況を強いられており、食事も十分なものとは言え ないが、少なくとも中学校までは卒業させ、学力のある子どもについては高校まで 面倒見ようとしている。

(3)紛争による障害者

紛争による障害者の全体数は未だ明らかになっていない(東ティモール全体の障害者推計数は13,000人で、そのうち12,000人は政府(労働コミュニティ再融和省:旧労働社会連帯庁)がすでに登録したとのことである。しかし、拷問で仕事ができないほど重い障害を負った者、ナタで斬りつけられた傷跡が残る者(神経を切られた者もいる)頭を殴られたことが原因で頭痛などの症状が残る者がいる。紛争とは関係のない障害者も含め、障害者は自活できない場合、家族、親戚に扶養されている場合が多い。ディリにはNGOによる障害者の施設もあるが、非常に小さい。

(4) トラウマを抱えた者

トラウマは多くの人が問題として取り上げる。非常に激しい場合は精神病になっ ているという事例も聞くが、紛争が原因なのかどうか、確認は難しい。今の東ティ モールではドメスティックバイオレンス(DV)が大きな問題として浮上しており、 紛争によるトラウマとの関係、紛争による暴力を是認する風潮との関係を示唆する 人もいる。1999 年の爆発的な暴力がトラウマとなっている状況はしばしば取り上 げられる。特に虐殺がおきた地域では住民による追悼儀礼が今もって行われており、 追悼儀礼中に泣く人の姿が見られる。少なくとも以下の5つの事件は大きな傷とな っている。

- ・リキサ教会虐殺事件(犠牲者 30-60人)
- ・ディリ政治家宅虐殺事件(犠牲者 12人)
- ・マリアナ警察署・逃亡者虐殺事件(犠牲者26人)
- ・スアイ教会虐殺事件(犠牲者 27-200人)
- ・オエクシ国境虐殺事件(犠牲者47人)。

特にスアイの場合、殺害された者たちの遺体の多くがまだ発見されていない。

(5)家など焼かれ財産を失くした者

家など焼かれ財産を失くした者たちについては、国際的な支援によってテント、 資材などが与えられ、今ではテント暮らしの人々はほとんど見かけなくなった。た だ、以前と比べて相当劣悪な条件の下で暮らさなければならなくなった人は少なく ないようである。

(6)職のない元兵士

元兵士については、独立派ゲリラ(ファリンティル)のメンバーで、独立後東テ ィモール国軍や警察に編入されず、職がない状態にある人々が問題である。独立時 約1,500人いたファリンティル兵士のうち約600人は国軍に編入され、残りは除隊 した。元兵士といっても24年間ずっと闘ってきて、確かに社会復帰が非常に困難 な者たちと、数年しかゲリラをやっておらず若くて社会復帰が可能な者たちとでは、 状況がかなり異なる。政府関係者の推測では、本当に手当てが必要な深刻な状況の 元兵士はおそらく300人ぐらいではないかと考えられる。彼らは仕事をするには年 をとりすぎており、また長年独身で山の中で暮らしたので配偶者もいない。

(7)財産を失くした帰還民

西ティモール(インドネシア領)からの帰還民において、財産がある人は問題な いが、帰還しても家がない、仕事がない、その上社会から受け入れてもらえない人 たちは難しい状況に直面している。難民の帰還促進は和解にとっても重要であるが、 帰還はなかなか進んでいない。

以上見てきたように、<u>紛争による被害者で救済されるべき人びとの多くは、一般的</u> にいうところの社会的弱者と言って良いだろう。実際、政府には紛争の被害者と一般 の社会的弱者を区別しないで救済すべきだとの意見をもつ人が多い。確かに、紛争が 長期に及んだため、紛争が直接原因となって貧困な状況になっているのかどうかの判 断が難しくなっている。

2.2 課題に対する政府の取り組みと今後の動向

2 · 2 · 1 和解

(1)国境地域の安定

国境地域の安定のために、東ティモール・インドネシア両政府は陸境の確定を急いでいる。2005 年 8 月末の時点で 96%が確定し、残りはオイクシ県の国境部分のみと

なったと発表されている。すべての陸境線確定を2005年中に実現することが目標と なっている。また、両政府は国境での通行を簡便に行なうための通行証の発行につい ても検討している。

NGOの活動と政府の取組みでは、ラモス・ホルタ外相が主宰する Peace and Democracy Foundation (ディリ)の支援で国境付近における対話促進事業が大統領府 と共に行われているという事例がある。

また、今回調査中、National Democracy Institute(米)というNGO が国境に接し たボボナロ県の各地で治安に関するワークショップを開いている様子を見学するこ とができた。国境の治安について情報を共有し、国軍・警察の機能、市民の果たす役 割について住民に理解させるという内容であった。

(2)難民帰還促進

1999年の住民投票後、約25万人が西ティモールに難民となって流出したが、国連 難民高等弁務官事務所(UNHCR)や国際移民機構(IOM) NGOなどの活動により、今 では2万数千人を残すのみとなった。現在、システマティックな難民帰還事業は行な われていないが、東ティモール政府は難民が帰還すれば受け入れる用意がある。これ までに大統領や受容真実和解委員会(CAVR)が難民キャンプを訪問し、帰還を説得す るなどしてきたが、顕著な効果は認められない。

(3) 東ティモール内の社会的統合の強化

東ティモール内の社会的統合の強化については、CAVR が行なった共同体和解プロ グラム(PRK)が一定の成果を上げた。PRK は 1999 年に重大犯罪でない罪を犯した元 民兵の共同体への復帰を意図して考案された法的手続きで、元民兵が謝罪・償いを通 して共同体に受け入れられれば、その件については訴追を免れる。CAVR は 2002-2004 年に 1500 件の申請を受け、うち 1400 件について和解を成立させた。PRK に対するニ ーズはまだあると思われるが、事業はすでに終了している。

CAVR は報告書の発表をもって事業を終了する。その後、和解をどのようにフォロ ーアップするかという課題が残されるが、東ティモール・インドネシア両政府は真実 友好委員会(TFC)を2005年8月に設立し、1999年の騒乱についての責任の明確化 と両国の友好促進を図ろうとしている。本調査団が東ティモールを訪問したときは、 ちょうどこのTFC が設立されたばかりであった。TFC は東ティモール社会内の個々の 事件について和解を成立させるようなマンデートをもたないため、責任の明確化は組 織的な次元(例えばインドネシア国軍等)におけるものを指していると考えられる。

また、CAVR 終了後、CAVR が蓄積した資料を公開し、人権・民主主義尊重の精神を 普及するため人権博物館を設立するという構想が、CAVR の委員たちから提起されて いる。まだ構想は具体的とは言えず、東ティモール政府の態度も決まっていない。決 まっているのは CAVR の報告書作成後、報告書の広報事業を行なう小さな団体が設置 されるであろうということである。広報事業は東ティモール人の主要な言語であり公 用語のひとつにもなっているテトゥン語による報告書の要約作成、ビデオなど AV 素 材による宣伝などが考えられている。

社会的統合を目指した和解は、NGOの関心も高い。CAVR が行なった PRK に似たよう な村レベルの和解集会は、人権団体である現地 NGOの HAK も何ヶ所かで行なったこと があり、マヌファヒ県で行われた集会は NHK の番組にもなっている。(NHK 総合テレ ビ、アジア人間街道「過去をのりこえる対話~東ティモール・アラス村」平成 14 年 10月13日放送)

2 · 2 · 2 社会的弱者支援

(1) 東ティモール政府の既存の体制 (10ページ参照)

東ティモール政府の社会的弱者支援は、旧労働社会連帯庁(2005年7月末から労 働コミュニティ再融和省と名称変更)の社会サービス局が管轄となっている。社会サ ービス局の任務は、 孤児等の子供・若者、 未亡人等の女性、 障害者、 人道災 害支援、 囚人の社会復帰、 未成年犯罪者の権利保護、となっている。労働コミュ ニティ再融和省は、マリアナとバウカウに2つの地域事務所をもっており、数名のス タッフが勤務している。各県においては、国家行政省の管轄である県庁に職員の担当 者(focal point)が指名されており、中央との連絡、事業の実施に携わっている。 コミュニティ再融和省は省庁の中でも小さな規模の役所であり、全国ネットワークも 小さい。

社会サービス局の任務においては、紛争の被害者であるかどうかを区別しない。東 ティモール政府全体として紛争の被害者に特化した政策はとっていないのである。し たがって、紛争の被害者という意味での社会的弱者支援は未だないと言っていい。

(2) 政府以外による社会的弱者支援

政府以外で社会的弱者支援を行なっているのは教会とNGOである。教会とNGOは孤 児院の運営、障害者の支援、トラウマケアー、未亡人グループの支援などの分野で活 発な活動を展開している。CAVRは紛争の被害者で障害者となった人たち、トラウマ を抱えている人たちに対して、何度かヒーリングのためのワークショップを開催した。 それも Fokupers(東ティモール女性コミュニケーションフォーラム)といったNGO の力をかりて行なったものであった。

組織図 (労働コミュニティ再融和省と地方の連絡体制:ビケケ県を例)



(3) ベテラン (元兵士) への対応

ベテラン(元兵士)対応に関しては、旧労働連帯庁の中にベテラン局がおかれてい たが、7月末の改編で格上げされて、再融和省下のベテラン関連庁となった。ただ、 紛争の結果救済されるべき社会的弱者として職のないベテランを含むのはこの国にお ける議論の進め方としては常識であり、実態に即していると思われる。

ベテランについては、政治問題化していることもあり、政府はいくつかの措置をと っている。まず、大統領府が2つの委員会(CAAC, CAVF)を設立して、ベテランの登 録作業を行なった。3万人以上が登録されたとのことである。この場合、ベテランは 武器をもって闘ったゲリラだけでなく、非武装の地下活動家も含んでいる。これと平 行してベテラン法の法案作りが進行しており、今後ベテランの認知、顕彰へと進むと 予想される。ただ、ベテランたちが望んでいる生活保障については、実現するかどう か不明である。

こうした状況下で、ベテラン対策として「リスペクト(RESPECT)」が実施された。 日本政府が資金を提供し、国連開発計画(UNDP)が実施した。旧労働連帯庁も実施に は関与している。RESPECTの下、日本のNGO(オイスカ)による300人のベテランを 対象者とした職業訓練が行われ、また、メティナロ(ディリ郊外)にベテランの記念 公園(納骨堂を含む)が建設されている。地方では、各県別に小規模事業が行われた。

本調査団はビケケ県ビケケ郡で RESPECT のプロジェクトを見ることができたが、ビ ケケ県庁の担当者のイニシアティブで多数の小規模インフラ(橋、道路、側溝、コミ ュニティーセンターの修復等)整備が行われたとのことであった。担当者によると、 近隣の住民が多数工事に参加したという。こうした事業はクイック・インパクト事業 として意義があったと思われるが、当初目的に掲げられたベテランの境遇改善にどれ だけ貢献したかは明らかでないように思われた。

RESPECT は 2005 年で終了した。UNDP 東ティモール事務所は、さらなる同種の事業 が行なわれることを望んでおり、JICA に対してもそれは伝えられた。また、アルセ ニオ・バノコミュニティ再融和大臣からも RESPECT は有益であったとの評価を聞いた。

2-3 協力に係る留意点・配慮事項

2-3-1 和解

(1)国境地域の安定

東ティモール政府は国境地域の安定のための包括的な政策をもっていない。今のと ころ、国境をはさんでの対話、国境貿易の制度化、通行手続きの簡素化といった政策 が考えられるが、具体化するには至っていない。東ティモール政府の今後の動向を見 ながら、協力を考えるということになるだろう。

(2)難民帰還促進

難民帰還については、東ティモール・インドネシア両政府、国連機関などと連携す ることなくして考えられない。JICAのイニシアティブで行なうことは危険が伴う。 難民の帰還先の社会的再統合については、支援しても良いのではないかと思われる。 しかし、東ティモール政府がまだ明確な事業化案をもっていないようなので、今後の 動向を見なければならない。

(3) CAVR

CAVR のフォローアップは、もしJICA として協力できれば、意義のある事業となる だろう。協力分野は、事務、IT、リサーチ、メディアなどいくつか考えられ、必ずし も平和構築や紛争解決の専門家を派遣する必要はない。ジェンダーアドバイザーとい ったものでも有意義だと思われる。

しかし、CAVR のフォローアップは今後の見通しが立っていないため、現時点で協力を具体化することができない。ひとつには政府ないしは与党(フレテリン)のとる 真実や和解についてのポジションの問題がある。フレテリンは、これまでに党として とってきた闘争の立場を堅持しようとするからか、国民和解にあまり熱心とは言えな い。だからといって和解に反対という立場もとっていない。過去における対立の問題 にはあまり言及したがらないといった方が正しい。

一方、和解派を代表する大統領などはどのような罪であれ赦す等と発言しており、 これもまた教会や市民の反発を招いている。CAVR は、「和解は必要である、しかし重 大な人権侵害は許されない」という原則を維持してきた。こうした CAVR の原則が今 後どのように維持されるのか、それが国民、国際社会の支持をどれだけ得ているかと いうことを見なければならない。

こういった観点から、TFC の今後の動向は注目される。調査中 JICA として TFC を 支援してはどうかという提案も聞かれたが、8月に発足したばかりで、議論の余地の 多い TFC を JICA が支援を決めるのは時期尚早であろう。各国政府も問題の多い TFC については態度を保留しているというのが実際のところである。

2 · 3 · 2 社会的弱者支援

(1)紛争被害者に対する支援の考え方

紛争による被害者とそうでない人たちとを区別しないという東ティモール政府の 社会的弱者に対する基本的考え方は、尊重される必要がある。しかし、<u>明らかに紛争</u> <u>によるものと認定されるような被害については、政府関係者にも国民一般にも一定の</u> 同情心があり、何らかの手当てをすべきではないかという思いもあるようである。特 に紛争による未亡人、孤児、職のない元兵士など、現実に生活が困窮している人々に 対してはそう考えている。 被害者に関する情報を集めた CAVR 関係者からは被害者に 対する救済措置が必要だとの訴えが強くなされた。

ただ、現在の政府の体制では、紛争による被害者だからといって特に事業の対象と するようにはなっていない。社会的弱者一般を扱う労働コミュニティ再融和省の社会 サービス局が担当するのが順当だろう。しかし、社会サービス局はスタッフ、予算と も限られていて、全国的に事業を展開する余裕はない。先ずはパイロット事業をこな すのが最初の課題となるだろう。

いずれにせよ、今の段階では、紛争による被害者個人を特定して支援するのはなか なか難しい。データが不足していることに加え、ひとつのコミュニティの中で同じよ うに貧しいのに紛争の被害者だからといって支援を受けることができるというので は、現状では不平等感が発生するからである。その結果、支援を受けた被害者たちも コミュニティの中で立場が悪くなり、社会統合を実現しなければならないという和解 の方針とも矛盾することになってしまう。

(2)紛争被害の影響が大きい地域

今回の調査中、社会サービス局、大統領府、NGO などから、紛争によって特に大き な被害を受けた地域を対象にパイロットプロジェクトを行なってはどうかという提 案を受けた。それらの地域とは、ビケケ県のビビレオ村(ラレレク・ムティン集落)、 アイナロ県マウシガ村であり、リキサ県の僻地の山村も発展から取り残されていると いう。1999年の虐殺の衝撃が大きいオイクシ県のパサベ地方なども考慮に値する。

これらの地域は、紛争の歴史の中で大きな事件にみまわれ、コミュニティ全体が被 害を被ったとされる地域である。また、そのことが国民的に知られているので、誰に 聞いても支援の妥当性について納得される。こうした地域で、未亡人、独居老人、孤 児、元兵士など社会的弱者を対象とした事業を行なうことで、紛争による被害からコ ミュニティが立ち直るきっかけをつくることができる。

2・4 協力の方向性

2 · 4 · 1 和解

日本は東ティモールの和解事業を支援する際に、以下の点に留意することが肝要と思われる。

(1)国境の安定化

今後東ティモール・インドネシア両政府が合意し、何らかの事業が組まれるならば、 積極的に支援すべきものと思われる。国境地帯における対話の促進、国境貿易の制度 化などに加え、税関の機能強化も歓迎されるだろう。

(2)難民帰還促進

今のところ支援すべきものが見当たらない。西ティモールにいる難民を無理に帰還 させようとすると、旧民兵指導者の反発を招き、事業を危険なものにするだろう。一 方、難民の帰還先における社会への再統合については、東ティモール政府が何らかの 政策を出してくれば、対応すべきものと思われる。

(3) 東ティモール内の社会的統合の強化

積極的に支援すべき課題であり、CAVR が行なった PRK のような具体的な政策であ ればなおさらである。CAVR のフォローアップ事業があれば、日本としては継続的に 支援すべきであろう。CAVR に対して日本政府は多額の支援を行なった。そのことは 感謝されているし、それによってりっぱな成果をあげることができた。

しかし、TFC のように、国際社会が支援を躊躇しているような事業については、慎 重を期さなければならない。TFC の場合、重大犯罪についても免責を行なう可能性が あるとして国際法との矛盾が指摘されており、また東ティモール国内においても歓迎 されているというムードはない。TFC はむしろ外交に属する事業であり、ポストコン フリクトの平和構築としてはかなり政治的要素が強い。

2 · 4 · 2 社会的弱者支援

(1)支援の意義

日本は、東ティモールの復興後の平和構築という観点から、社会的弱者支援を積極 的に行なうべきである。アジアで最も貧しいと形容される東ティモールでは、生活向 上、所得向上は目下最大の関心事である。しかし、紛争によって家族・財産を亡くし たり、トラウマを抱えたりしている人々は、社会の発展から取り残されやすい。また、 紛争の影響を大きく受けた地域は、その他の地域に比べて発展から取り残されやすい。 こうした格差を是正することは、東ティモールにおいて融和を促進することに貢献す るだろう。

(2) JICA による支援

JICAはこれまで開発分野で経験と知識を蓄積してきた。そういう観点からすると、

東ティモールにおけるコミュニティレベルへの社会的弱者支援は、JICA としてもその経験や知識を生かしやすい分野だということになる。女性の作業グループ、コミュニティ開発タイプの所得向上プロジェクトなどは特にそうだと言える。

ただ、東ティモールでの社会的弱者支援は、労働コミュニティ再融和省社会サービ ス局の管轄となり、今後、一貫した政策が行われるためには、同局の機能が強化され る必要がある。したがって、JICA が直接プロジェクトを行なうことは想定せず、同 局が主導で行なうこととし、J<u>ICA の役割は同局に対するアドバイザリー機能を果た</u> <u>すこと</u>とすべきではないか。

一方、ベテランについては、目下東ティモール政府が最も頭を悩ましている政治問 題である。紛争後の政策として元兵士の社会復帰は重要なものであり、東ティモール においてもそれはなされるべきである。しかし、今日東ティモールで行われているベ テラン対策は、政治問題化したがゆえに対応しているという場当たり的な印象があり、 今後、平和構築のモデルとなるようなものではない。ベテランの社会復帰、境遇改善 については、東ティモール政府はより系統立てた、長期的な展望をもった政策を出す べきであり、国際社会もそういう方向で支援すべきである。

今回の調査中、ベテランに対するプロジェクトを勧められたが、不満を抱いている 者に対するばら撒き的なプロジェクトでは、根本的な解決にはならないと思われる。 したがって、ベテラン対策の支援については慎重な対応が必要である。

15

第3章協力案の抽出

3.1 協力案

第2章で述べた現状及び留意点から以下の5件の協力案を抽出した。

- 協力案1 社会的弱者支援機能強化プロジェクト
- 協力案2 ポスト受容真実和解委員会(Post-CAVR)アドバイザー
- 協力案3 元難民の帰還先地域でのコミュニティ支援
- 協力案4 労働コミュニティ再融和省紛争被害政策アドバイザー
- 協力案5 ベテラン居住地の総合的開発

以下、協力案1を最も可能性が高いものとして述べる。なお、協力案1は協力案4 を統合したかたちで構想されている。

社会的弱者とはこの場合、紛争被害者を意味している。アジアでも最低にランク付けされる東ティモールの社会経済的状況において平和を定着させようという試みは、 所得向上、生活改善と切り離して行なうことは有効ではなく、またおそらく不可能で あろう。社会的弱者政策と紛争後の平和定着は、東ティモールという状況において、 不可分の関係にあると言うことができる。

協力案2と3は、重要な意義を有しているプロジェクトであるが、まだ政府の方針 が定まっていない段階では、協力案件として細部を詰めることができない。今後さら に検討する必要がある。

協力案5は、JICAの支援スキームに合わないところが多いが、東ティモール政府からは調査団に要望が伝えられた。

3-1-1 協力案1

案件名

社会的弱者支援機能強化プロジェクト

投入形態

技術協力プロジェクト

相手国機関

対象候補者・地域

直接的な対象は労働コミュニティ再融和省社会サービス局の職員及びその地方自 治体フォーカルポイント。また、間接的対象は、本プロジェクトが行われる紛争によ る影響の著しい地域の住民。紛争によってとくに被害を受けたコミュニティの候補地 としてはビケケ県ラレレク・ムティン地区、アイナロ県マウシガ村、オエクシ県南部 地域等がある。

ビケケ県ラレレク・ムティン地区は 1983 年に起きたいわゆる「クララスの虐殺」 によって多数の住民が殺害され、生き残った住民は監視のためクララスから現在の場 所へと強制移住させられた。同地区は「未亡人村」として知られている(現在、かつ てほど未亡人は多くないが、それでも他地域よりは多いと考えられる)。

アイナロ県マウシガ村も、1982 年の独立派の蜂起以後殺害・流刑など厳しい弾圧 を受けた地域で、紛争の傷が深いとされている。

オエクシ県南部地域は、1999年の騒乱の際、東ティモールでも最大級の虐殺が発生した地域で、そのトラウマは深い。インドネシアとの国境を接する地域であるため、 平和定着という観点からそのコミュニティの速やかな再生は重要と考えられる。

現状と問題点

紛争地域に関する包括的な政策がないことはすでに述べた通りだが、<u>東ティモール</u> <u>政府も一般の国民も紛争被害に対する何らかの対策が必要であるとの認識は一致し</u> <u>ている</u>。また、ビケケ県、アイナロ県、オエクシ県などに特に紛争によって大きな影 響を受けた地域があることはよく知られており、そうした地域に対して政府として何 かすべきだとの認識はある。これらの地域についての支援は、社会的弱者支援策一般 が策定されるのと平行して、あるいはそれに先立って行われても一向に構わない。そ れほど国民的に知られた地域だということである。

これらの地域のニーズは、基本的には所得向上策である。紛争によって疲弊した地 域は長年の弾圧ないしは冷遇によって社会経済状況が他地域よりも立ち後れている、 ないしはその土地本来のポテンシャルを活かしきっていないという状況におかれて いる。こうした実情を表したデータは改めて正確なものを採取する必要があるが、こ れらの社会は、社会経済的状況、精神的状況(トラウマ)について、他地域より多く のケアーが必要であることは周囲にも理解されており、パイロットプロジェクトのサ イトとしては適切であると思われる。

案件の内容 上位目標 紛争によって特に被害の大きかった地域のコミュニティが、自助努力によるコミ ュニティの再生を通じて、紛争の被害を克服し、弱者の自立および僻村の発展が可 能となる。

案件の目標

パイロットプロジェクトを通じて、労働コミュニティ再融和省が紛争の被害克服 のための政策に必要な基本的データと経験を得ることができ、関係官庁等との連携 により支援するための体制が機能すると共に、自立的、効率的に政策を立案・実施 できるようになる。

成果

- 1.社会的弱者(特に紛争被害者)についての基礎的データが蓄積・管理され、有 効に活用される。
- 2.データをもとに政策立案ができるようになる。
- 3.政策実施に関して省庁間の連携、また政府と市民社会の連携を進めるため、効 率良い体制を作ることができる。
 - *この点は極めて重要である。東ティモールの省庁では連絡体制が非常に悪く、 連絡・連携のメカニズムを作り上げることは、具体的な任務に関する知識・ 技術を蓄積するのと同じ程度に、支援の目的とされることが望ましい
- パイロットプロジェクトの実施により、政策実現に必要な基礎的データや経 験が蓄積される。
- 5.住民参加型のコミュニティ開発の手法について、同省スタッフが学ぶ機会を 得て、ファシリテーション能力を獲得する。

活動

- 社会的弱者全般と紛争被害者についての調査を通じて、データを収集・整理・ 分析し、有効活用するためのデータベースを構築する。
- 2. 省内の担当者に対し、政策作りの手法などの助言を行なう。
- 3. 省庁、地方自治体、村議会、住民組織、NGO 等すべての当事者(ステークホル ダー)の連携を促進するために、省庁間会議、住民会議、ワークショップなど を開催する。
- 4.選定地域でのパイロット活動(所得向上プログラム)の計画、実施、モニタリング、評価を行なう。(一連の活動において担当官のキャパシティ・ビルディングに特に配慮する)
- 5.紛争被害者を含む社会的弱者に対する総合的な戦略を開発する。

投入

- 日本側:長期専門家1名(日本ないしは第三国から) 随時短期専門家数名、活動 支援(ワークショップやパイロット活動等)
- 東ティモール側:オフィス環境、カウンターパート、プロジェクトに関連する政府 所有のデータ

協力期間

2006年7月~2009年6月

(東ティモールの会計年度が7月~6月のサイクルであり、4月からのスタートは難しい)

補足

- *右案に係る基礎情報、及び補足資料は、本報告書「第4章」及び「付属資料」を参照。
- * 右案は、2005 年 8 月、「平成 18 年度技術協力・平成 19 年度無償資金協力課代別要望 調査」において、東ティモール政府から日本政府に要請書が提出された。
- *採択検討(JICA内検討)において、投入形態を技術協力プロジェクトから、個別案 件(専門家)に代替するという結論に至った。スキームは変更したが、案件の主旨、 内容については、ほぼ同じであり、専門家の派遣を通じ、労働コミュニティ再融和省 の役割や、社会的弱者支援の方向性等について、より明確にした上でプロジェクト化 を検討することが望ましい、との結論である。
- *また、今回のプロ形調査外の形成案件として、上述の要望調査において、同じ社会的 弱者支援に資する労働コミュニティ再融和省雇用能力開発局をカウンターパートと し、第3国フィリピンのリソース・ノウハウの活用を想定した「食品加工技術開発プ ロジェクト」の要請書(付属資料に添付)が提出された。<u>右案と連動した形で実施し</u> ていくこと想定し、今後、案件内容の詳細が詰められる予定。
- *なお、案件採択後の事業主管部は、以下のとおり。
 - 「社会的弱者支援機能強化(個別専門家)」・・・社会開発部ガバナンス・ジェンダーチーム 「食品加工技術開発プロジェクト」・・農村開発部貧困削減・水田地帯第1チーム

東ティモール 社会的弱者支援機能強化プロジェクト(3年間) 概念図



3-1-2 協力案2

案件名

ポスト受容真実和解委員会 (Post-CAVR) アドバイザー

投入形態

個別専門家

相手国機関

大統領府

現状と問題点

東ティモール受容真実和解委員会(CAVR)は2002年に設立され、紛争中の人権侵 害の真相究明、コミュニティレベルの和解促進、被害者ケアーなどを行なってきた。 和解活動は2004年3月に終了し、真相究明を含めた活動の最終報告書が2005年10 月31日に東ティモール大統領に提出された。公開は11月28日を予定している。

今後のポスト受容真実和解委員会の活動として(ポスト委員会の設立は国会の承認 が必要)現時点では、最終報告書のフォローアップ(東ティモールの公用語のひと つであるテトゥン語版の製作、ビデオの制作による報告書普及活動)委員会所有文 書・書籍の管理(アーカイブの設立)本部事務所(コマルカと呼ばれている)の人 権センター(以下コマルカ人権センター)としての運用などが検討されている。この 取り組みは、将来の東ティモール国民にとって平和の定着のために重要な役割を果た すものであり、日本としてもぜひ支援したい分野である。

その一方で、これまでの CAVR の活動とは異なり、コマルカ人権センターの設立や、 市民への CAVR 報告書の啓蒙活動に関しては、教育省との連携や同センターの維持・ 管理に関するノウハウ等、中長期的な組織構築の知識が求められている。

また、この案件に関する専門家の現地投入については、コミュニケーションが極め て重要であるため、ポルトガル語、テトゥン語、インドネシア語のいずれかをすでに 学んでいるか、あるいは研修で学ぶ用意がある者が望ましい。英語だけではコミュニ ケーションが難しく、期待される成果をあげることはできないだろう。

問題点のひとつは、ポスト委員会の構想が現時点ではっきり定まっていないという ことである。構想は2005年12月頃に何らかのものが大統領府によって提示される可 能性が高いが、これではJICAの要望調査手続きのスケジュールに合わない。平和維 持活動の現場の多くが短期的、機動的に動いているという現実を考えると、平和定着 という分野において、JICA事業として工夫を凝らした柔軟且つ迅速な対応が求めら れる。 案件の内容

上位目標

東ティモールの紛争後の真実和解という分野への協力を通じて、東ティモール平 和の定着が推進・実現される

案件の目標

ポスト委員会はその事業(報告書の普及等)を円滑に実施できるようにする。

成果

- ・東ティモールにおける紛争の歴史の総括が国民に定着し、和解の精神が唱道される。
 東ティモールは非識字率が高く、メディアも普及していない。新国家建設にあたって必要とされる民族的統一を実現するために、歴史の共有、和解精神の普及が求められるが、その一翼をポスト委員会が担うことになる。
- ・東ティモールの重要な紛争史の基礎的資料が保存、公開される。
 委員会が収集した文献資料、報告書、そして個人からの聞き取り調査データなどは、
 東ティモールの紛争史及び民族史全体にとってきわめて貴重な資料であり、学問的価値も高い。特に8,000人に及ぶ個人からの聞き取りをおさめたテープとそれらをまとめた個人データファイルなどはふたつとない貴重なデータとして、細心の注意を払って保存・保護される必要がある。また、それらが必要に応じて公開されることは、紛争が国民的議論となる際に、貴重な共通資料を提供することになる。
- ・アーカイブに関する基本的知識と技能が東ティモールに移転される。 東ティモールには図書館関連の専門家がいない。図書館協会が設立されたが、みな専 門家ではなく、情報交換などネットワーキングを行っている段階である。また、アー カイブとなると全く基礎がなく、CAVRでもアーカイブの設置は豪州人ボランティア (カンボジアでの経験有)に指導を仰いでいた。そのボランティアはすでに帰国して いる。
- ・コマルカ人権センターの管理計画案が策定される。
 JICA では 2003 年に JICA-UNESCO 連携研修「東ティモール博物館技術」コースを実施した。人権センターの設立・運営については専門家派遣によってさらなる技術移転が可能となる。

活動

ポスト委員会の活動への派遣は、6つの分野が考えられる。何れかに特化した形で

の派遣が望ましい。

- 第一は、歴史・政治・国際関係論といった学術的専門分野からの派遣で、委員会の最終報告書の広報の基本案つくりに貢献する。
- 第二は、平和教育の分野からの派遣で、広報活動、平和教育活動の策定に従事する。報告書普及のためのセミナーを全13県で行なう予定であり、その実施に携わる。
- ・ 第三は、図書館・公文書館の専門家派遣で、CAVR の文書保存のシステム作りを 行ない、東ティモール人にノウハウを移転する。
- ・ 第四は、博物館・記念館事業の専門家で、コマルカ人権センターの計画策定に携わる。
- 第五は、ITの専門家を派遣する。
 東ティモールの省庁はいずれもITのトラブルが絶えずあり、専門家による技術指導が求められている。CAVRにはITアドバイザーがUNDPより派遣されていた。同アドバイザーなくして委員会の仕事は成立しなかったであろう。
- 第六は、ジェンダー・アドバイザーである。
 平和定着におけるジェンダーの意義は非常に高く、CAVR には特にその分野のアドバイ ザーはいなかった。平和教育において、ドメスティック・バイオレンスといった問題、
 暴力の克服という課題におけるジェンダー平等の教育は重要であり、東ティモールに
 関する専門家でなくても、派遣は可能だと考えられる。
- 投入

日本側投入:専門家1名

協力期間

2006年7月~2008年6月

3-1-3 協力案3

案件名

元難民の帰還先地域でのコミュニティ支援

投入形態

技術協力プロジェクト

相手国機関

労働コミュニティ再融和省、あるいは国家行政省(地方行政開発局)

対象候補地域

要検討。ボボナロ県、コバリマ県、リキサ県、アイナロ県など民兵組織が活発に結 成された西部地域(したがって西ティモール残留者が多い)の可能性が高い。

現状と問題点

東ティモール政府は、約25,000人いると考えられる西ティモールに残留する東テ ィモール人難民の帰還を希望しており、大統領を中心に難民キャンプの訪問、インド ネシア在住元統合派指導者との対話等の努力を行なってきた。

2005年のクリスマスも大統領は西ティモールの難民と過ごすという計画を発表している。また、UNHCR は帰還後の難民のモニタリングを行なってきた。

難民が帰還したがらない理由のひとつは、帰還後の受容に対する不安である。この 不安を解消することが帰還促進につながると思われる。

これまで帰還後の難民の東ティモール社会への再統合についての具体的な政府の 取り組みはない。しかし、地域によっては統合派が多い帰還難民と独立派が多い住民 との間がぎくしゃくしている、コミュニケーションがないといった状況が報告されて おり、またひどい場合には一緒に仕事ができないといったこともある。こうした状況 について何らかの手当てが必要だとの認識は政府部内にもある。

具体的には、帰還難民と住民の関係があまりよくないところで共通のコミュニティ 復興プロジェクトを行なう、その際、和解促進に資するプログラムを組み合わせて行 なうといった方法が考えられ、こうしたアイデアは政府関係者、NGO などからも聞か れる。

しかし、政府も具体的な案を醸成しておらず、政府による現状把握、計画立案、実施体制の整備がまずなされなければならない。また、問題は元統合派・独立派の対立 に関することであるため、対応にあたっては慎重を期する。政府関係者からは、社会 インフラの整備など、両方にとって利益のある事業がなされる必要があるとの注意が なされた。事業が片方に利益があるようだと逆効果になるということであろう。

案件の内容

上位目標

東ティモールにおいて難民帰還先で元難民と住民を巻き込んで行なうコミュニ ティ復興事業を通じ、難民帰還が促進され、平和の定着が促進する。

案件の目標

難民帰還先で元難民と住民とを巻き込んで行なうコミュニティ復興事業が策 定・実施される。 成果

・ 元難民と住民の関係が改善される。

住民との十分な協議を行なう等参加型のプロセスを中心にすえれば、そのこと自体が 住民間の和解促進に寄与するであろう。

- ・ 地域の復興が促進される。
 社会インフラなどに力点を置いたもの、地域産業の発達、活性化に寄与するものを行なうべきである。
- この分野における省庁間の連携など、体制上の整備が進展する。

活動

- 難民帰還先に関するデータを収集・整理を行い、支援の必要な地域を選定し、その選定基準を策定する等の政策の基本的部分の構築に関してアドバイスする
- ・ 共同で行なうコミュニティ復興事業の策定に関わる。
- ・ 事業実施体制確立のために省庁連携の枠組みを構築する。
- ・ 付随すべき和解プログラムについて、各方面(官庁、専門家、地域指導者、住民、 政治家、NGO等)の考えを調査し、内容を決める作業についてアドバイスする。
- 和解プログラムを実施する、ないしは実施する団体を支援することについてアド バイスする。

投入

長期専門家1名、随時短期専門家数名。

協力期間

2006年7月~2007年6月、または~2008年6月。

3-1-4 協力案4

案件名

労働コミュニティ再融和省紛争被害政策アドバイザー

投入形態

個別専門家

相手国機関

労働コミュニティ再融和省

対象地域・対象者

労働コミュニティ再融和省社会サービス局職員、地方自治体労働コミュニティ再融 和担当フォーカルポイント

現状と問題点

東ティモール政府は、紛争の被害者に対する政策を実施する特別な部局を設置して いない。ただ、紛争被害者に対するケアーは労働コミュニティ再融和省の社会サービ ス局の管轄となることが合意されているといえる。とはいえ、政策らしいものはまだ 策定されておらず、これまでに若干の被害地域についての聞き取りを中心としたデー タ収集がなされている程度である。

政府の紛争被害者対策は、上記受容真実和解委員会(CAVR)の最終報告書が行なう 被害者への対応についての勧告を受けて、本格的に議論されることが期待されており、 現時点ではまだその勧告を待っているという段階である(最終報告書の政府への提出 は 2005 年 11 月末頃の予定)。

一方、政府部内には、大統領府も含め、特定の社会集団や地域にプロジェクトの恩 恵が行くようなことは避けたいとの意見も強くあり、紛争被害者に対する方針がどの ようなものになるか、今の時点ではわからない。ただ、政府関係者、NGO等を含めて 各方面の意見を聞くと、紛争被害者に対する対策は人道的見地からも、また平和定着 という観点からも極めて重要な緊急の課題だとの認識が伝わってくる。

これまで UNDP の RESPECT (2005 年 6 月活動終了)が、同省(かつては労働社会連 帯庁)とのパートナーシップのもと、各地で旧兵士(ベテラン)及び社会的弱者のた めの短期的な雇用創出事業(小規模生活関連インフラの整備)を行い、一定の評価が なされている。しかしながら、これは紛争被害者に対象を絞ったものではなく、プロ ジェクトの恩恵を受けていない紛争被害者及びそのコミュニティは少なくないと思 われる。

紛争被害者に対する政策は、若干独立した政策になるかならないかの違いはあるが、 労働コミュニティ再融和省の社会サービス局が担当するというのが現時点での動向 である。社会サービス局は、女性、子ども、障害者など社会的弱者の支援、犯罪者の 社会復帰などを担当している。しかしながら、同省では計画づくりとそれを実行する ための人員、能力が不十分であることから、その取り組みが円滑に進んでいないとさ れる。

これらの状況を踏まえ、紛争被害者を含めた社会的弱者へのサービス提供を担う同 省社会サービス局の組織強化を図ることが求められている。

案件内容 上位目標
紛争被害者に対する包括的な政策を実現し、紛争の傷跡を癒し、平和的な社会の 創出に貢献する。

案件の目標

紛争被害についての実態把握により、対応する政策が策定される。

成果

- ・ 紛争被害者についての基本的データが収集される。
- ・ 紛争被害者に対する支援策が策定される。
- ・ 対象者のデータ収集、政策立案能力が育成される。

活動

- 紛争被害者に関する基本的データ収集及びそのデータベース構築に関してアドバイスを行なう。
- ・ 紛争被害者支援策の研究を行なう。
- ・ 政府の紛争被害者支援策の策定に関するアドバイスを行なう。

投入

日本側投入:長期専門家1名

協力期間

2006年7月~2008年6月

3-1-5 協力案5

案件名

ベテラン居住区の総合的開発

投入形態

技術協力プロジェクト

相手国機関

労働コミュニティ再融和省(ベテラン関連庁)

対象者・対象地域

対象者は貧困なベテラン(元東ティモール民族解放軍兵士) 対象地域は貧困なベ テランが多く居住する地域

現状と問題点

生活支援を必要とする貧困なベテランは 300 人ぐらいいるというのが政府関係者 の弁である。彼らは長く山地でゲリラをやっていたために老齢であり、教育・技能が なく、結婚せず拠るべき家族もいないといった状況にある人々である。ベテランの処 遇をめぐっては政府の対策が不十分であるとして政治問題になっている。大統領府は 委員会を設立して「ベテラン」を登録した。この登録を基礎に、今後、政治レベルで 処遇が議論されることになると予想される。

政府は軍人恩給などの直接的なベテラン支援策を打ち出してはいない。現状では、 支援する NGO もなく、自助努力を強いられている。

政府、とりわけ労働コミュニティ再融和省のベテラン関連庁は、各国の支援を仰ぎ つつベテランに対する生活支援プロジェクトを模索してきた。中国政府はベテランの ための 100 軒の家の建設を了承したと聞いている。

ベテラン関連庁は、ばらばらなベテラン支援は意味がないとして、総合的な支援策 を構想している。それは社会サービス、保健、インフォーマル教育など多機能をもた せたコミュニティセンターの建設である。これはコミュニティ全体に対するサービス を行なうものでベテランだけを対象としたものではない。

しかし、この提案はそもそも技術協力の枠に合致せず、予算規模も非常に大きい。 1ヶ所だけの建設というわけにもいかないし、建設後運営維持する予算や体制につい て東ティモール政府が責任をもつというところまでコンセンサスができていない。

案件の内容

上位目標

ベテランに対する支援が行われ、紛争後の社会不安の原因となっているベテランの処遇をめぐる問題が解決する。

案件の目標

ベテランを中心とした社会サービスセンターのモデルができる。

成果

- ベテランを中心とした社会サービスのセンターができる。
- ・地域の保健、インフォーマル教育、弱者支援の活動が行われ、地域社会の生活向上 が図れる。

活動

- コミュニティセンターの建設
- センター運営
- ・ 保健、インフォーマル教育、その他の弱者支援策の試み

投入

日本側 社会サービスセンター運営の長期専門家1名、センター建設

協力期間

2006年7月~2008年6月

第4章 協力案1(「社会的弱者支援機能強化プロジェクト」)に係る基礎情報

社会的弱者、とりわけ紛争の被害者への支援を主眼とした協力案1「社会的弱者支援機 能強化プロジェクト」では、東ティモールの社会的弱者支援を担当する労働コミュニティ 再融和省(MoLCR)の社会サービス局をカウンターパートとして協議を行なった。。

本省では、東ティモールにおける社会的弱者支援に係る、 国家開発計画(NDP)での位 置付け、 セクター投資計画(SIP)での位置付け、 労働コミュニティ再融和省の任務、 同省社会サービス局の役割、の概要について述べる。

また、協力案1において、パイロット活動の対象として幾つかの候補地域を想定してお り、それら地域の概要及び調査団が訪問した地域の情報について述べる。

なお、候補地域の列挙については、受容真実和解委員会(CAVR)でリサーチ担当アドバ イザーとして、人権侵害被害地域、被害者の調査を行なった経験を有する調査団長松野教 授の知見、労働コミュニティー再融和省社会サービス局長の知見、さらに東ティモール政 府関係者間の認識が基となっており、調査期間中の協議を踏まえて候補地域を挙げた。

対象地域及びターゲットとする人々の選定については、選定理由を裏付けできるデータ 根拠や、地域に関する現状分析などの作業が必要である。今のところ労働コミュニティ再 融和省はそのノウハウを有しているとは言えず、今後、プロジェクトで同省スタッフへの OJT 等を通じて対応すべき課題のひとつであると言える。

4-1 東ティモール国家開発計画における社会的弱者支援の位置付け

2002 年に策定された国家開発計画(National Development Plan)では、2020 年まで に達成すべき全体目標として、「貧困削減」「公平で持続的な経済成長」を挙げている。 この全体目標の達成、とりわけ<u>「貧困削減」の達成に向けた開発の過程において、社会</u> <u>的弱者、和解、国民の連帯などの課題に対する取組みが効果的に行なわれることが不可</u> <u>欠</u>とされ、全体目標からブレイクダウンした個別目標、基本原則、開発戦略の中で、社 会的弱者への取組みの重要性が明示されている。

【個別目標】(全16項目のうち社会的弱者に関する項目)

- (1)教育・保健・栄養の改善、ジェンダーの衡平、個人・家族・コミュニティの社 会経済文化の開発
- (4)男女の別なき貧困の削減、社会的弱者のセーフティネット
- (6)国家の一体性、永続的な国内治安の安定、コミュニティを含む犯罪の予防・・・・
- (7)総合的な村落開発を促進し、雇用、持続的な生計、収入向上、貧困削減、経済 成長、都市地方間格差の是正

【基本原則】(全13項目のうち社会的弱者に関する項目)

- (1)経済・社会・政治プロセスへの住民の参加
- (2)ジェンダーの衡平性
- (3)様々な集団層(身体障害者、年齢層、貧富、民族)間、地域間での公平な開発
- (4)様々な集団層及び地域間における公平な経済機会へのアクセス
- (11)自助、社会的一体性、平和、国家の一体性

【開発戦略】(全9分野のうち社会的弱者に関する項目)

貧困削減、村落・地域開発

- ・目標(全9項目のうち社会的弱者に関する項目)
 - e) 特に女性等の社会的弱者層を含む全てのセクター・地域での貧困を削減する
- ・基本原則:参加型開発・社会連帯 人々の社会連帯を原則とした開発 貧困者と社会的弱者の生活水準の向上に貢献する、民主的・社会的な状況を 生み出す枠組みを通じた開発

4-2 セクター投資計画(SIP)における社会的弱者支援の位置付け

国家開発計画の実施のためのアクションプランに基づき、更に分野毎に現状・課題・ 中期計画・要請プログラムが示されたセクター投資計画は、2004 年よりドラフティン グが行われ、2005 年には全15分野の SIP が策定された。

社会的弱者支援については、ひとつの分野として位置付けはなされておらず、関連す る各分野の SIP にて、優先対象として社会的弱者が挙げられている。よって分野横断的 な課題として考えられているのが一般的であり、プロジェクトの要請にあたっては、先 方政府援助窓口機関側は、部分的に関連するいずれかの SIP に該当するプロジェクトで あれば問題はないとしている。

しかし最新情報によると、2006年には、社会的弱者支援をメインとした SIP に相当 する指針が策定される模様である。以下は、特に社会的弱者について示されている既存 の SIP を列挙する。

Basic Service Sector

- ・Education & Training : 若者、元兵士、障害者などを優先対象 Governance-Related Sectors
- ・ Rights, Equality, and Justice : ジェンダー平等化の推進、女性の保護等
- Security, Peacebuilding and Reconciliation¹: CAVR の進捗、元兵士の対応等

¹ 内容の殆どが、セキュリティに関するものであり、軍や警察の設備・装備を含む治安維持能力に関する 課題及びプログラムについて述べられている。

4 - 3 労働コミュニティ再融和省(旧労働社会連帯庁)の任務[2002-03 Budget Paper より]

Mission Statement

貧困者と社会的弱者層に焦点を当て、雇用確保と産業界連携、能力開発と雇用創 出、意識向上、コミュニティ開発、人道支援、人権擁護を通じ、貧困削減・持続 的経済成長・人間開発・社会的正義の達成に努める

4 - 4 社会サービス局の任務 [2002-03 Budget Paper より]

Role of Social Service

特に下記にあげる人々を対象に、持続的な人間開発、収入創出、コミュニティ の福祉を促進し、貧困と脆弱性の削減に努める。

(括弧内は執筆者による補足)

- ・暴力、貧困、災害、危機的状況の被害者
- ・未亡人などの女性 (未亡人は、戦争の未亡人、離婚、病死による死別等)
- ・児童 (孤児:親の病死、養育拒否、虐待等)
- ・障害者 (約13,000人うち12,000人は登録済)
- ・(支援が必要とされる)難民、帰還民
- ・僻地、貧困コミュニティの住民

ベテラン/元兵士も対象に含まれるものと思われるが、管轄は同省ベテラン関連 庁である。大統領府に設けられたベテラン・元兵士委員会による登録作業で、約 37,000 人(生存者約 23,000 人、死亡者約 14,000 人)が確認され、現在は、定義 の明確化、補償等のベテラン政策の策定作業および国会審議などが行なわれている。 また元兵士以外の地下活動員についても委員会による登録作業が行なわれている。

なお、社会サービス局内の担当課や、地方との連絡体制については、第2章10 ページ「組織図」のとおりである。

4-5 紛争被害の影響が大きい3つの地域(村)

以下にあげる3つの地域(村)は、独立闘争時や1999年騒乱時に比較的大きな虐殺等 が起こり、紛争による疲弊が深く残っていると言われ、被害者などを中心としたコミュ ニティーの生計向上支援が必要な地域として、政府関係者などが口を揃えて言及する代 表的な紛争被害地である。 これら地域で起きた過去の弾圧や人権侵害事件などは、CAVR による証言収集などの調 査で明らかにされており、既に公開されている公聴会の資料等で、当時の状況について 知ることができる。コミュニティーや家庭レベルに及ぼした負の影響は大きいと考えら れ、独立以降もコミュニティー間での揉め事や対立は時折発生したとされる。

センシティブな事情背景がある一方、これら地域はアクセスが困難な地域(特にア付ロ県 マウシカ)でもあることから、これまでの復興支援において、十分に援助が行き届いていな い地域であり、独立後の支援の平等分配、平和の配当からの孤立が懸念されている。

なお、これら紛争影響地域に関するデータ作りのための参考となる資料の一部として、 以下があげられる。

紛争被害(心の傷・住民間の歪み)

- CAVR 調査資料(非公開・公開)、旧 SSLS の Vulnerable Group のデータ資料

- 今後のプロジェクト実施に向けた MoLCR / JICA 合同現地調査(予定)

(対象地域絞込みデータ収集のワークショップ、事前評価調査団(案件採択後) 貧困度・ニーズ

- Suco Survey 2001(Development 指数 アクセス度)
- 各県の District Development Plan, Viqueque, May 2005 (Bibileo :ニーズプライオリティ、ほか)

1.各地域に関する概要

- (1)ビケケ県ラレレクムティン地区 クララス(Kraras),ビビレオ(Bibileo),ルカ(Luca)
 紛争被害・背景
 - ・独立闘争時に長期に渡り弾圧を受け続け、1983年の蜂起で大きな殺戮(10歳以 上の男性殺害)が起こった。
 - ・住民強制移住(Kraras Bibileo)
 [データ資料](非公開 CAVR 調査資料、公開 CAVR 公聴会証言記録サマリー)
 [サイド情報資料] MoLCR, OPE などのヒアリング(本プロ形調査)

現在の基礎情報(生活インフラ、生計、市民グループ、他ドナー支援等)

[データ資料] UN Viqueque Profile 2002、District Development Plan, Viqueque, May 2005 (Bibileo :ニーズプライオリティ、ほか)

- [サイド情報資料] 東ティ事務所レポート(平和定着、人材育成) アグロビジ ネス出張日誌、MoLCR, OPE 訪問議事録(本プロ形調査)
- (2)アイナロ県 マウシガ(Mauxiga)

紛争被害・背景情報

・長期に渡り弾圧を受け続け、1982年の蜂起による大きな被害で知られている。

・女性の性奴隷の被害者

[データ資料(未入手)] 非公開 CAVR 調査資料、公開 CAVR 公聴会証言記録 [サイド情報資料] UNV 調査研究報告

現在の基礎情報(生活インフラ、生計、市民グループ、他ドナー支援等)

[データ資料] Suco Survey 2001、District Development Plan?(未入手)

[サイド情報資料] UNV 調査研究報告、MoLCR, OPE 訪問議事録(本プロ形調査)

(3)オエクシ特別県 ボボメト(Bobmeto) (キビセロ、トゥミン、ニビン)

紛争被害・背景情報

・1999年パッサベの虐殺:約80人死亡(うち男性55人)

・主要道路沿いの村 (Suco)・集落 (Aldeia)()を集中的に襲撃

[データ資料(未入手)]非公開 CAVR 調査資料、UNHCHR ケーススタディ報告書 現在の基礎情報(生活インフラ、農業、市民グループ、他ドナー支援等)

2 . Suco Survey 2001 のデータ

Suco Survey 2001 は、全国の村の貧困度を調査したものであり、各村の開発状況に ついて照合できるデータ資料のひとつである。学校や主要都市部などへのアクセス状 況を中心に、開発指標が数値で表されていることから、貧困状況を総合的に且つ正確 に反映したデータであると、一概には言えない点に留意する必要がある。

これら3つの村は、ワースト50の村にはランクされておらず、このデータの数値 限りでは、特段貧困度が高い村と位置付けられず、紛争被害の大きい村が、必ずしも 開発が遅れているところとして、単純解釈できないことがわかる。

	ビケケ県 ビビレオ村	アイナロ県 マウシガ村	オエクシ県 ボ ボ メ ト 村 (Aldeia のトゥミ ン等含む)
開発指数(0が最低値)	58	7 1	5 1
主要穀物獲得手段	自給自足	自給自足	自給自足
年間を通して世帯レベルでの食	2ヶ月	2ヶ月	4ヶ月
料確保が不十分となる月数			
世帯あたりの飼育動物数	2 匹	4 匹	1 匹
小学校教師1人に対する生徒数	92人	51人	44人
学校における6歳~10歳児の占	80%	60%	80%
める割合(%)			
助産婦・伝統的産婆一人に対す	81世帯	104世帯	68世帯
る世帯数			
小学校への平均登校時間(分)	6 0 分	3分	2 0 分

車両通行可能な主要道路への平	10分	5 分	5分
均時間(分)			
雨季における準県役場所在地ま	1 2 0 分	7 5 分	2 0 分
での平均時間(分)			
雨季における県庁所在地までの	1 2 0 分	80分	1 2 0 分
平均時間(分)			
雨季におけるディリまでの平均	4 2 0 分	3 4 5 分	730分
時間(分)			

MoLCR 社会サービス局は、これら地域を支援対象候補地として選定するにあたり、紛争 被害の影響(物理的・心理的被害、強制移住や土地問題など)が、現在の村の生活状況 にどのように影響しているのかを、データ根拠に基づいて裏付けし、政府としての社会 的弱者(紛争の被害者)支援の必要性・妥当性を、明確に示さなければならないことが 今後の課題と言える。

3.ビケケ県ビビレオ村について(調査団・MoLCR 社会サービス局との合同調査の実施)

ビビレオ村(通称未亡人村)は、紛争による被害が特に大きかったところとして知ら れている。同地域は独立闘争時、独立派ゲリラの拠点のひとつであり、特に、1983年に 同地域で発生した独立派の蜂起を受け、インドネシア国軍や民兵が集中的に同地域の独 立派ゲリラや村民を襲撃し、男性を中心とした村人を殺害したことで、未亡人が多く存 在する村と言われている。当時の状況や人権侵害事件に関する証言が、CAVR 等の調査に よって明らかにされている。

同地は、協力案1「社会的弱者支援機能強化プロジェクト」において、パイロット対 象候補地としているが、調査団および MoLCR 社会サービス局側が、同村の実態・現況に ついて把握できていないため、本調査では同局一行と共にビビレオ村を訪問し、同村村 長や住民のヒアリングを通じて情報を収集した。

- (1)ビビレオ村の基礎情報
 - ア・アクセス

ビケケ(県庁所在地)から車で約40分。村まではアスファルト道路でアクセスで き、道路状態は良好。平地に位置し、海岸までは約2~3Km。

イ.村の背景

同村は、 Bibileo、 Kraras, Bibileo Lama、という3つのコミュニティーに分かれる。1983 年の独立派による大きな蜂起と強制移住があったところは Kraras で、 Bibileo は強制移住によって移り住んだところ。Bibileo Lama は、蜂起が起る以前に 住んでいたところである。また、ラルレクムティンとも呼ばれるのは、これらコミュ ニティーを含む地域(Willayah)の名前であり、行政単位としての村の名前ではない。

この村は、元々インドネシア政府によって強制移住させられ、現在の土地で暮らし 始めて既に20年以上経つ。2002年から2003年にかけては、地元住民からよそ者扱い される等、地元住民と移住してきた住民との間でよく揉め事が発生した。最近は揉め 事など殆ど発生していないが、地元住民は今も移住してきた住民に対して別の場所へ 移って欲しいと思っている。しかし、元々住んでいたところに、もはや自分たちの土 地は無く、どこかへ移るとなれば、移住地を提供する等の政府による対応が必要であ るとしている。

ウ.基礎情報

(ア)村の構成、人口

2,030 人(2003 年)、417 世帯。8 つの集落(Aldeia)。未亡人の数は 178 人。彼女 たちの多くは家族と一緒に住んでいる。戦争未亡人だけでなく、離婚や病死によっ て死別した未亡人などもいる。また、孤児たちも居るが、多くは 1983 年以降に両 親を亡くした17歳~20歳前半の若者である。なお、ビケケ県人口は、約 66,400 人(2004 年国勢調査)。

Bibileo村における未亡人数[2005年7月29日]²

No	Aldeia名	人数
1	Hase-Oau	30
2	Fatu-Hosa	14
3	Ue-Bae	19
4	Mane-Claran	16

 5
 Ai-Sahe
 5

 6
 Amar-?
 17

 7
 Laco-Uai
 43

 8
 Balidi-Oau
 34

 Total
 178

(イ) 生活インフラ

水

井戸2つ(汲取り式1つ、ポンプ式1つ:1991 年にインドネシア赤新月社 が建設。井戸の横に共同浴場あり)。乾季でも水は出る。

電気

なし。インドネシア時代に太陽電池(ソーラーパネル)100 個が提供された が、バッテリーが取替えられていないため使えない状態。

² ビケケ県行政事務所に提出された Jose Gomez 村長署名の文書を引用。

・ 教育

小学校は1校。教師数6名(ビビレオ村から3名、隣村から3名)。視察したところ教室は4つ程あったが、黒板・机・椅子があるのは1つだけ。

中学校は無い(現在ビケケの町あるいはビケケ県外の中学校に通っている が、隣村のブカリ村に新たに中学校が作られるとのこと(徒歩約8Km))。 小学校は無料、中学校は有料。400名程の小学生のうち、きちんと登校・就学 しているのは 300名くらい。登校していない子供たちの親は学校に行く意味 がない³と思っている。

保健

ビケケの町から週二回(水・土)のモバイルクリニック。インドネシア時 代に村の PUSKESMAS(ヘルスセンター)があった。助産婦は隣のブカリ村に1名。

・農業

農作物は、緑豆⁴を中心に、米、トウモロコシ、バナナ、キャッサバ、ココ ナツなど。殆どが自給消費である。売り先は村外の市場が中心で、県の生産 組合や仲介商人が村に来て買付けすることが多い。

同村近くにあるココナツオイル工場⁵ に、同村から50人が雇われている (若い男性のみ。力仕事が多く工場主も女性従業員は雇わない方針)。工場で 生産されたオイルは全て販売用。村人たちが消費する分は自分たちで作って いる(伝統的な方法)が、保存料を使用しないため、1~2週間の保存が限界 であり、販売用にはできない。

また家畜は、豚や鶏を家庭レベルで飼っている程度。主に婚資品として売れ、大きな豚なら 100 ドルで売れる。肉は行事の時くらいしか食べない貴重なもの。

・ 漁業

鮫を含め市場でよく見られる殆どの種類が獲れる。同村には6つの漁民グ ループ(1グループ4~5名)があり、グループで一艘のアウトリガー型手 漕ぎボート⁶で漁を行う。売り先は村内や隣村の市場。ビケケの町までは遠い ので売りにいけない。大きい魚なら1匹3ドル程で売れる。1グループで月 40ドル程度の収入。買う人が少ないため余量は自分たちや近所の人で食べる。

(ウ)村長選挙

2005年村長 (Suco) 選挙で、村議会 (Suco Council) のメンバー14名が選

³ 農民として朝から晩まで農作業するのが村の生活であるため、学校で勉強することは役に立たないと考 えている(Gomez 村長)

⁴ 南岸地域の主要作物の一つで、国内需給が賄えておりインドネシア産は殆ど入ってないと言われている

⁵ GTZ による支援で建てられた。製品の売り先は豪州。アグロビジネス調査団日誌参照。

⁶ 2002 年に AUSAID が提供(村人)

出された。5月18日にはAldeia(集落)の長も選ばれたが、彼らを集めた村 の会議はまだ行われていない。生活向上のためのプライオリティを何にする かについては、住民との話し合いをしていないため、村長としての決断も出 せないとのこと⁷。

- (エ)ビケケ県の開発への取組み
 - ・ 県開発計画の策定

2005 年 5 月、ビケケ県庁は、関係者間協議や住民協議を通じ、「ビケケ県開 発計画」を策定(2005 年 5 月報告書完成)した。これは、今後県内における 市民団体、NGO、ドナー等の開発支援の検討にかかる、参考資料として活 用されることが期待されている。

保健省や公共事業省(水衛生局)は、既に分野別開発計画を策定している が、この新たに策定された「ビケケ県開発計画」が、それら分野別開発計画 を変更させるものではないとしている。

県開発計画の中では、抽出された各村の開発ニーズが纏められており、ビ ビレオ村においては、 村の道路システム(交差点)の建設、 清潔な水供 給設備・公衆トイレ整備、 道路沿いの住宅建設、 農地、庭場の整備・農 民支援、 ヘルスポスト、学校建設となっている。なお、各村の共通のニー ズとして、インフラ整備、公民館の修復、医療・教育施設の修復等があげら れている。

これらニーズは今後、村・準県レベルでの開発事業のプロポーザルとして 個別に県行政事務所へ提示されることとなる。提案から事業実施に至るプロ セスでの、県行政事務所の役割は、事業プロポーザルのドナー・NGO等へ の提出、関係中央省庁への連絡・調整、実施促進といったファシリテーショ ンのほか、県内における全事業のモニタリングである⁸。

ビケケ県における RESPECT 事業

県庁開発担当課が、県内の全 RESPECT 事業の窓口となり、調整・モニタリ ングを行なった。ビケケ県では、19 の事業が実施され、住民リーダー等が事 業提案・実施者となり、その中にはベテランも含まれている。

事業の殆ど全てが、道路、集会所、学校などの小規模インフラ修復事業で、 この修復事業を通じ、地域住民の収入創出となった。短期的な事業であった

⁷ 2005 年 5 月付の県開発計画報告書(ビケケ県庁作成[報告書入手済])に、各村のニーズプライオリティ が記述されており、同村についてはインフラ整備を中心としたものが挙げられている。県庁が各村の代 表者等を集めてニーズを抽出したとされるが、住民の意見がどれほどまで反映されているのかは確認す る必要がある。なお、これについては村長からの言及はなかった。

⁸ ビケケ県開発計画 2005.May P.6

ため、修復工事などに参加した住民の多くは新たな職を探している状態との ことであった。また修復された施設の利活用は概ね良好であった。

中でも、職業訓練のためのコンピューター教室もあったが、教室が開講す る時間は夕方の数時間のみ(ビケケ県内の電力供給は夜間のみであるため) で、ワード/エクセル等の基本操作の講習が中心とのことであった。講習生た ちの就職先の確保、斡旋はなく、自身でNGOなどの雇用先を探すことにな っている。

他ドナー及びNGOの支援状況

ビケケ県での支援は、GTZ、AUSAID が食料安全保障で給水・衛生 (CWSSP:Community Water Sanitation Supply Project)の分野で支援を行な っている。また、ビケケ県庁の地方開発局に、米国ボランティアのアドバイ ザーが担当官をサポートしている⁹。

NGOにおいては、OXFAMが、同県のベコリといわれる地域で、OM T(女性グループ)を対象にしたによる識字教育を行なっているほか、現地 NGOによる小規模なコミュニティ開発、女性マイクロファイナンス支援、 ノンファーマル教育支援が行なわれている。対象地域(村)については今後 確認が必要である。

ビケケ県における治安状況 ¹⁰

ビケケ県警察は、警察長官、副長官のほか、コミュニティー警察(6名) 捜査官(4名)、総務(2名)、交通(16名)、合計30名体制である。

主な事件は、家庭内暴力(DV)、性的侵害、武道グループによる対立となっている。警察活動の課題は、県の警察に車輌が十分に配当されていないため、コミュニティーへのアクセスが限られていることがあげられている。また、警察とコミュニティーとの信頼醸成に関しては、警察の役割に関する住民(親を対象にした)説明を行うことが望ましいとしている。

⁹ ビケケ県出張報告(東ティモール駐在員事務所)

¹⁰ ビケケ県出張報告(東ティモール駐在員事務所)

付 属 資 料

•	付属資料目次	•	•	•	40
•	主要面談者一覧	•	•	•	41
•	主要訪問先議事録	•	•	•	43
•	プロ形調査入手資料一覧	•	•	•	66

- 「社会的弱者支援機能強化プロジェクト」要請書英語オリジナル (写し)・・・ i
- ・「食品加工技術開発プロジェクト」要請書英語オリジナル(写し)
 ・・・ ∨

主要面談者一覧

- (1) 東ティモール政府省庁
 - ・労働コミュニティー再融和省
 アルセニオ・バノ大臣、カルメン社会サービス局長、ジル社会サービス局調整担当官、ジョアンナ社会サービス局弱者支援担当スタッフ、ロレンコベテラン問題
 庁局長、マリアベテラン問題庁国際アドバイザー
 - ・労働コミュニティー再融和省バウカウ地域事務所
 ドミンゴ・ベロ地域担当調整官
 - ・労働コミュニティー再融和省マリアナ地域事務所
 ジョアオ・レロ・タイ地域社会サービス担当長、ギルハルメ地域調整担当官
 - ・首相府ジェンダー平等推進局 マリア・ジョセ・サンチェス局長、マリア・フィロメナ地方 Gender Focal Point 調整担当官
 - ・ビケケ県庁

エジディド社会経済担当フォーカルポイント

・大統領府

アジオ・ベレイラ官房長・大統領補佐官

・教育文化省

セシリア・アシス文化局長、マヌエル・スミス博物館員(青年招聘0B)

- (2)国連・国際機関
 - ・国連東ティモール事務所(UNOTIL) 長谷川祐弘特別代表、キエラン・バクサー人権ユニット CAVR アドバイザー アメリア・デ・アラウジョ人権ユニット・キャパビルチーム
 - UNDP

ルイ・ゴメス貧困削減ユニット代表、アレサンドラ貧困削減・地域開発プログラ ムオフィサー

- (3)独立機関
 - ・受容真実和解委員会(CAVR) パット・ウォルシュ国内委員国際アドバイザー、
- (4)在外公館
 - ・日本大使館
 小泉参事官、野澤書記官、大橋書記官、泉書記官
- (5)NGOs、その他
 - NDI(National Democracy Institution)
 ドミンゴス現地ファシリテーター、ジョアン現地スタッフ
 - ・Tuba Rai Metin ジョゼ・アドリアノ・グスマオ事務局長
 - ・ビケケ県ビビレオ村 ゴメス村長
 - ・Lao Hamutuk アレックス・グレイナー調査・調整員
 - ・オリンピック委員会事務局 フランシスコ事務局マネージャー

(6) JICA 関係者

・東ティモール駐在員事務所 上條首席駐在員、和田所員、倉岡企画調査員、アナクレタ平和の定着プログラム 担当特別補佐

主要訪問先議事録一覧

7/28 労働コミュニティ再融和省(MoLCR)

- 7/28 首相府ジェンダー平等推進室(OPE)
- 7/28 UNDP
- 7/29 マリアナ NDIによる住民会議
- 7/29 大統領府 Agio Perreira (夕食会 at Casa Minha)
- 8/1 労働コミュニティ再融和省(MoLCR) 第2回目
- 8/1 CAVR
- 8/1 NGO Tuba Rai Metin
- 8/2 労働コミュニティ再融和省(MoLCR)バウカウ地方事務所
- 8/2 ビケケ県行政事務所
- 8/2 ビケケ県 Bibileo 村
- 8/4 労働コミュニティ再融和省(MoLCR) 第3回目

日時:7月28日(木)9:00~10:30

訪問先:労働コミュニティ再融和省 Ministry of Labour and Community Reinsertion (旧労働社会連帯庁)

面会者:Arsenio Bano 大臣

Carmen 社会サービス局長

Gil 社会サービス局調整官

Lourenco ベテラン局長

Maria ベテラン局国際アドバイザー

訪問者:松野団長、河合団員、上條首席駐在員、倉岡企画調査員

要旨

大臣より、同省のマンデートである雇用対策、職能訓練、社会的弱者対策(元兵士、未 亡人、孤児、若者)の課題に関する壮観および各プログラム等について説明があった。 平和の定着というコンテキストでは、元兵士(ベテラン)に対する支援を重視して考え ており、特に全国展開した RESPECT はコミュニティに裨益したものであったため、同問 題に大きく貢献し、非常に有意義な支援であったと評価している旨、大臣から述べられ た。

(先週の)2005 年度要望調査プロポーザル提出に係る打合せでは、女性を対象にした 支援を考案していくことについて協議し、同省も賛同しているとのこと。

調査団からは、上記案を2005年度要望調査に提出してもらうことを想定しており、平和の定着支援として特に紛争の被害が大きな地域(村)で、未亡人等の女性をターゲットにした生計向上等の活動を中心とした支援を、パイロットプロジェクトとして考案している旨説明した。

本案に係る同省担当局との認識共有およびプロポーザル内容の詰めが必要であるため、 再度8月1日に同省・調査団・JICA事務所と会議を行うこととなった。

本案の対象候補地であるビケケ県クララス村への訪問(8/2-3)に、Carmen 社会サー ビス局長、Gil同局調整官が同行し、同地の実態把握と本案の実施可能性などについて 調査団と共に現地調査を行うこととなった。(Carmen局長は、元CAVRスタッフであ り紛争の被害者の状況等に精通。RESPECTは特に最下層弱者である紛争の被害者に裨益 した支援ではないとの見解であり、JICA が彼らに焦点をあてた支援に取組むことへの 関心を強調した。本案の実現に向けた責任感の強さからか、現場の事情を把握と JICA との考え方をきちんと共有することが極めて重要であるとし、現地調査の同行を申し出 た。)

意見交換

「未亡人等の女性を中心とした生計向上プロジェクト (案)」について

(大臣)弱者のターゲットとしては女性、障害者等をターゲットとした支援を重要視して

おりこれら弱者の存在は確認できている。バウカウ、マリアナ、オエクシは地方の拠点 として同省の地方事務所を置いている。これら地域ではベテランへの支援も継続してい くつもりである。

- (大臣)東ティモールでの一般的理解として紛争の影響が特に大きく、ベテランや弱者が 多いところは、クララス村(ビビレオ)、マウシガ村、ロスパロス、ワイモリがあげられ る。
- (調査団)一般的な地域開発の支援ではなく、ポストコンフリクトという概念でプロジェ クトを想定する場合、対象地域・グループを絞込む際に、紛争被害(虐殺等大きな事件) の背景、その地域・村の人口構成と変移等、データ根拠に基づいて選定していかねばな らない。これら地域に関するより詳細なデータはあるか。
- (大臣)データはある。紛争の背景と影響を根拠とした被害者支援では、RESPECT によりメ ティナロでの戦争メモリアル(合同納骨堂?)が主な例としてあげられる。
- (調査団)住民の話合いを基に本案プロジェクトを計画し、実施していくことがキーとな ると考えている。同省はこれを方針としているか。
- (大臣)住民協議のプロセスを、支援を進めていくセオリーとして組み込んでいるとはい えないが、ベテランへの支援の際に、支援プログラムに対する理解を得るために彼らの 意見を必ず聞いてから実施するようにしている。
- (調査団)生計向上のために住民たち自身が何をすれば良いのか知恵を出せないことを理解したうえでプロジェクトを作っていく必要がある。彼らのためにアドバイスを提供することから始めなければならないため、支援する側の立場である同省の責任は大きいと思われる。
- (調査団)本案はパイロットとして3年のプロジェクトを想定。最初の計画つくりから実施に至るまで一貫して住民の協議を通じたものとして考える。活動のコンセプトとしては、単に収入創出だけでなく、インフォーマルな教育や保健(家計の出費を減らす意識や、病気やけがを防ぐ保健衛生の知識をつける等)日常生活に関わる大切なことを住民たちが学ぶ活動も加え、村やコミュニティ全体の生活向上としての包括的な取組みを想定している。
- (大臣) 我が省と JICA のターゲットをうまく融合させて、本プロジェクトを作っていける ものとして考えている。
- (調査団)仮に実施するとなると、プロジェクトを行うために相応しい人材をきちんと動 員する同省のコミットメントが必要。現地では東ティモール人のスタッフが張り付くこ とが不可欠であり、日本人はプロジェクトの実施を補完する役割として考えておくべき。 具体的に必要な人材、派遣する期間などもきちんと計画を固める必要がある。
- (大臣)我が省は人材の数・能力ともに乏しいが、今後増員することを考えている。スタ ッフに経験を積ませることを意識している。
- (調査団)日本(JICA)側の対東ティモール支援の予算は実際のところ少ないため、確実に

案件を実施するために、プロポーザルの完成度を高くし、必ず案件採択を成功させるこ とが極めて重要である。

(大臣)現在担当官がプロポーザルを作成しているところである。

以上。

日時:7月28日(木)11:00~12:15

訪問先:首相府ジェンダー平等推進局(Office of Promotion for Equality: OPE) 面会者:Sanches 局長

Filomena 調整役

訪問者:松野団長、河合団員、アナクレタ平和の定着プログラムユニット特別補佐

要旨

調査団より、特に紛争の被害が大きな地域(村)で、主に未亡人等の女性をターゲットにした生計向上等の活動を中心としたプロジェクトの形成を検討している旨説明し、 同局が候補対象村・グループに関する情報について伺った。

OPEからは、女性の元兵士(主に地下組織活動に参加した女性)は、女性の弱者支援のターゲットとして関心を置くべきでは、との意見があった。彼女たちは教育を全く受けていない者が殆どであり、未亡人でもあることから困窮した生活状況である、とのこと。特にバウカウに紛争未亡人が多い。政府(コミュニティ再融和省(旧SSLS))も支援の必要性を示している。ベテラン・未亡人に関するSSLSのレポート(コピー手交)が参考情報となる、とのことであった。

紛争の被害者等のデータはコミュニティ再融和省社会サービス局が所有しているとの こと。OPEが地方出張で訪問した幾つかの地域・グループの状況について情報提供が あった。

・アイナロ県マウシガ(かつて独立派ゲリラの中枢地であり、1983年に大きな蜂起が発生し、インドネシア軍や統合派による襲撃、住民虐殺等が長期的且つ集中的に起ったところ。ビケケ県クララスと共に有名な紛争被害地として一般的に知られている)

とても小さなコミュニティだが、村人全員が紛争の被害者と言える。

政府側、特に保健省の副大臣は同地を視察する等、支援の実施に関心を置いている。 しかしながら、険しい山岳地帯に位置するため、アクセスが非常に困難なことが大 きな問題。川に橋がないため雨季は村まで行けない。アクセスの問題から同県の地 方行政官(District Administrator)も同村への何らか支援プロジェクトに難色を 示していた。

クリニックがあるが、山に住んでいる人々はアクセスの問題でクリニックまで行くのは困難。

UNIFEM が同村の調査を行ったと聞いているが、結果については不明。

・エルメラ県アトゥサベ

かつて民兵による大きな襲撃があったところ。独立後国防軍に入れなかったベテラ ン等が点在して住んでいる。道路は修復されていた。

・ラウテム県ロスパロス

多くの未亡人は既に再婚している。現金収入はなく、自分たちで作った野菜等を他の食料と物々交換している。(2002年の未亡人等の女性に関する調査データはNGOの Fokupers が持っている。2002年以降のデータは未だない模様)

以下ヒアリングした主な関連情報

OPEは、全県・全準県にフォーカルポイントを設置しているが、あまり機能してい ない。女性の生計向上等の支援において、コミュニティ再融和省(旧SSLS)と実務的な 連絡や連携は行っていないとのこと。(OPEは各セクター省庁の政策にジェンダー平等 の概念導入といった啓蒙・普及が局としての主な役割であり、女性の生計向上プロジェ クト等を行う実施機関としての性格は持っていない)

各省へのジェンダー主流化等のワークショップは実施しているが、女性エンパワーメ ント等を住民に直接行うワークショップは行っていない。地方へのデータ収集や調査等 の予算をOPEは殆ど有していない。

地方のコミュニティに、女性グループのOMT・OPMT(CNRT時代に独立派抵 抗の組織化として女性グループが形成されたのが由来。現在は、所謂の女性町内会的な グループ組織として、村の行事開催や小規模収入活動(タイス・裁縫など)を協同で行 っている)があり、女性の生計向活動等を強化していきたいと考える。しかし、同組織 は予算もなく、政府からの補助金も配分されていない。

NGO等による女性マイクロクレジットプロジェクトの評価モニタリング調査を、東 ティモール国立大学(UNTIL)に委託して行った(調査レポートは未だできていないと のこと)。プロジェクトがうまくいかなかった一般例として、女性(妻)が収入創出の活 動のために融資金を受けても、お金を丸ごと夫が奪い取り(酒代などに)使い果たして しまう、という話は聞いている。

(収入創出活動だけでなく、男性(夫)に対する家計出費削減の意識向上などの教育的 要素も含めた包括的な活動を想定しているため、コミュニティ再融和省がプロジェクト を主導で実施しつつも、ジェンダー関係のワークショップなどを行うことになれば連携 して協力願いたい旨申したところ)女性を対象にしたプロジェクトでは、単に与える支 援だけではなく、自立性・持続性を生み出すものでなければならない。住民のワークシ ョップ等を行う場合、協力できることがあれば連携することは可能である。

サイド情報

DV法案はこれまで3回閣議にかけては却下・修正を繰り返したが、現在、Council of Minister(閣僚協議会)に提出済で承認を待っている。法案策定の費用は UNFPA から得 ている。

教育省、保健省、農業賞ジェンダー主流化専門家について、教育省への専門家は同省 のC/Pが英語・インドネシア語共にできないことから、派遣受入れを断念した。保健 省については、アイルランドから派遣される予定。農業省へは、JICA から派遣されるこ とを期待している。期間は5ヶ月間。インドネシア語は必須(C/Pは英語できない)。 早期の派遣を希望している。

以上。

日時:7月28日(木)14:00~15:30

訪問先:UNDP

面会者:Rui 貧困削減ユニット代表

Alessandra 貧困削減・地域開発プログラムオフィサー

訪問者:松野団長、河合団員、倉岡企画調査員

要旨

社会的弱者支援のプロジェクト案で想定している対象地域に関連する情報について 女性の元兵士の実態については、Ms.Veronica(元?SSLS ベテラン問題局長)が良く知 っている。彼女自身が女性の元兵士であり、かつて司令官として独立闘争に貢献した人 物である。

RESPECT ではコミュニティの中で最も支援が必要とされている人に裨益するよう、コミ ュニティの話合いを基に対象者を決める、Self-Targeting Approach を採用した。対象者 にベテランが含まれる際も、誰がベテランなのか、コミュニティの住民たちの認知・判 断を活かすプロセスを経ている。

バウカウ地域で展開した潅漑修復などの雇用創出事業に、(人数等正確に存じていないが)ベテランが参加していた。全国展開した RESPECT であるが、特にバウカウとマリア ナのプロジェクトについては、住民の性格が特徴的であるせいか、実施が困難であった (Worst Performing. Implementing was very slowly)。バウカウは、他のドナーも含め 支援が沢山行われてきている地域である。

バウカウ県にあるマテビアン山(昔から信仰の山として知られている)の周辺は、戦 争の歴史的地域であり、当地で伝統的な薬(薬草と思われる)などをゲリラ兵士の治療 に使用していたと聞く。ある専門家や地元民によると、化学薬品よりも相当効能がある とのこと。この伝統的な薬を生計向上の生産活動として復活させれば、住民たちの収入 創出に繋がるのではないかと思う。

ビケケ県ではAIMという UNDP のプロジェクトで、橋の修復等のインフラ復旧事業を

行った。部分的ではあるが、同地のアクセスや流通が以前と比べて改善されている。こ のプロジェクトとの連携として、インフラ整備と生産活動の活性化を連動させたコミュ ニティプロジェクトを行うことは有意義である。

(UNDP が全国展開型の貧困削減プロジェクトで、社会的弱者を平均平等的に支援する一方、JICA が今回考案しているプロジェクトは、平和構築の観点から社会的弱者の中でも、 紛争被害の影響が強く残る地域をターゲットとして想定している旨説明したところ)U NDPとしては、社会的弱者の中で分類・特化した支援を行う方針は持っていない。

UNDP で現在実施中の AMCAP(アイナロ・マナトゥトコミュニティ活性化プロ)や、OCAP (オエクシコミュニティ活性化プロ)で、同地域を対象に選んだ根拠は、全国の中でも 同地域の貧困度が高いというデータ指数等や、特別な開発支援のニーズとリソースを動 員する必要性が高かったこと等が主な選定の根拠である言える。RESPECT についても全国 展開型であるが、それぞれの県・村の特徴や留意点の違いについて把握した上でプロジ ェクトを実施した。

現在、Suco 選挙によって新たな村長が選出され、政府としても地方分権を進展させて いきたいと考えている。村を対象にしたプロジェクトにおいては、村長などの地元の権 威者からの理解を得ることは不可欠であり、ターゲットを絞る上でその地域のパワーバ ランスや政治的背景などについて留意すべきである。

(ビケケ県クララスを対象候補と考えているが、労働再融和省(旧SSLS)に同地を対 象とするための、データ根拠を示すよう申し出た。同地について他の地域(村)と比較 した場合、より支援が必要であるという指標と成り得る情報はあるか、と問うたところ) クララスは未亡人や孤児が多いところであると聞いている。以前世銀のCEPの支援が 入ったところである。NGOのFokupersがプロジェクトを行おうとしたが断念した模様。 同地でのプロジェクトは(地理的問題?生産活動の困難性?から)実施上費用が高くつ くことが問題であるという話を聞いたことがある。

JICA との連携について(UNDP からの非公式な要望)

RESPECT は公式上 2005 年 5 月に終了しているが、実際完了していないプロジェクトも ある。現在、内部評価報告書(Internal Evaluation Report)を、コミュニティ再融和省 との協働で作成中。今後、RESPECT のフォローとなるプログラムを検討中である。JICA から協力を得られるのであれば、社会的弱者の情報データベースシステムの構築で技術 的サポートの支援をお願いしたい。県単位で弱者に関する情報をデータ化し、マッピン グしたものを作り、労働コミュニティ再融和省の取組みで活用していきたい。また、教 育省の(ベテランを含む)職業訓練プログラムで、コンピューター訓練でも技術指導な どの協力を得られればと考える。右プログラムの実施資金で RESPECT から 3 万ドル支援 している。

(当方が考案中の生計向上プロジェクトで、対象地域の絞込みや活動内容の検討等に際

し、RESPECTのフォローとなり得る可能性も検討している。RESPECTで実現しなかった県 レベルプロジェクト(優良な住民プロポーザル等) あるいは、プロジェクトで建造され たが利活用されていないコミュニティの施設などが纏められたリストがあれば手交した い旨申し出たところ) 全国レベルであれば比較的容易にリストアップできると思うが、 県レベルプロジェクトの住民プロポーザルとなると膨大な数である。RESPECTフォローに 関し上司と相談した上でリスト作成等を検討したい。

日時:7月29日(金)11:00~12:30

訪問先:ボボナロ県マリアナ近郊カイラコ準県

NDI (National Democracy Institute) による住民会議

面会者:Ms.Domingas(Mika), NDI Facilitator(元 CAVR 調査スタッフ),

Mr Joan, NDI Assistant

カラコ準県住民約20名

訪問者:松野団長、河合団員、JICA NGO デスクコーディネーター Robin氏

要旨

米政府設立団体 NDI は、国境地域等でコミュニティレベルにおける紛争予防、治安・国 境に関する情報共有・意識向上、経済・生計向上に向けたコミュニティと政府との橋渡し 等を中心に活動を行っている(対象地域はマリアナとバウカウ)。マリアナにおいては、4 1の住民グループ(計1,376人:272世帯)を対象に、巡回で定期的に住民会議を開催して いる。同日、マリアナにて住民会議が行われ、国境地域のコミュニティ・人々の様子を伺 った。

同会議でのトピックは「国境」で、会議のアジェンダは、 国境ではどのような脅威 が発生しうるか、 脅威を防ぐために何をするべきか、 国境での治安の責任者は誰か、 について会議に参加した住民が意見を出し合う。NDIからは各アジェンダについての補足 情報や、政府の取組み等に関する情報を住民に提供し、情報交換し合うことによって住 民の意識向上や、問題発生の予防を図るワークショップをファシリテートする役割であ る。各アジェンダでの住民からの意見、NDIからの情報提供、対処方針(結論)は以下の とおり

国境ではどのような脅威が存在・発生しうるか 住民:銃を持つ人。不法グループが国境を侵入し、人を殺す。国連が撤退した後、再び民 兵が入ってくる。

NDI:国境協定はまだ結ばれていない¹¹ため、これら脅威は今後も発生する可能性はある。 対策:住民は脅威についてきちんと認識し、注意する。

脅威を防ぐために何をするべきか

住民:国防軍・警察による警備(隊)が必要。コミュニティも安全管理に参加する。 NDI:これら以外にも不法な行為を防ぐために税関やイミグレ-ションの文書もある。 対策:国境協定が確立した後、国境間のコミュニティが共同で安全管理の活動を行う。

国境での治安の責任者は誰か、どのように安全管理するべきか

住民:国防軍。警察。コミュニティ。

- NDI:国境間では、薬物、車、売春のための人身売買、風俗品の不法取引などもある。 被害を受けるのは、コミュニティの住民であるため、まず住民ひとり一人が責任感 をもって注意し、行動することが大切。
- 対策:国境での事件を発見したら、直ちに警察に通告する。住民たちもこれらの誘惑に気 をつける。

NDIは、現在の国境の状況について、政府側は国境問題の解決は良好に進んでいるとの ことであるが、実際には未だ事件は頻繁に発生していると説明した。加えて、越境パス が発行されれば¹²、きちんと購入した上で越境するようにと、住民に伝えていた。

また、7月27日に起きた事件¹³について住民に伝え、国境で発生する様々な事件の背 景は、国境間の住民対立や政治的対立ではなく、両国間の物価の格差など、国境地域の 住民たちが抱える経済的な問題が背景¹⁴にあると説明し、会議参加者との認識を共有し た。さらに、両国の政府が、国境間の住民たちが利用できる共同市場を作ることを検討 しているが、実現において最終的な決断は政府に委ねられることとなる旨、説明してい た。

参加した住民は、住民グループ(生業活動等を共同で行う)、女性グループ(OMT)、青 少年グループ、学校教師、Aldeiaの長、伝統的首長(Adat)、農民など。女性の参加者が 多く、積極的に発言していた¹⁵。

¹¹ 政府間レベルの協約では約95%の国境が確定したと発表されているが、実質現場レベルでは、確定に よる国境管理規定などが機能していないことが推察される。

¹² 国会議員がマリアナを訪問し、パスの発行を早急に進めて行くとした模様。

¹³ インドネシア国軍兵士が国境を約300m進入し、東ティモール側の不法侵入グループが銃によって怪 我を負った。右グループは兵士から銃を奪い去り、東ティモール国家警察が銃の回収に対応した。この 出来事で中央政府からも役人が駆けつけ、対応を行ったとのこと。不法越境グループは、ガソリンを購 入のためにインドネシア側に侵入したのが事件のきっかけ。

¹⁴ 東ティモール側の住民たちは高価な物資をディリまで買いに行くよりも、距離が近いインドネシアへ買いに行ってしまう。逆にインドネシア側の不法グループたちは、インドネシアよりも値段が安い車や薬物などを東ティモールから不法に購入してしまう。

¹⁵ 一般的にコミュニティでの会合等では、女性が積極的に発言する光景はよく見られる。今回の住民会議

住民会議で、住民たちが求めている支援について調査団に対して意見が出された¹⁶。 主なニーズは以下のとおり

Aldeiaの長:村役場・集会所。トラクター。水パイプの拡張。

女性の村協議会代表者:女性グループ(OMT)の事務所。タイス作り・繍縫のグループへの ミシン。職訓トレーニング。

女性グループ代表:グループで共有する調理器具(共同行事等で使う) 伝統的首長:住居の建築(99年以降の国際援助で帰還民の住居支援がなされたものの、特

に 2000 年以降になって帰還してきた人々は住居支援を受けていない人々がい

るなど、同じ帰還民でも裨益にバラつきがある)。

男女青年協議会の代表:スポーツ・文化活動のためのボール、楽器など(娯楽がないため、 若者たちがストレスでアルコールに手を出してしまう)

NDI:コミュニティのキャパシティ強化のため、住民グループに対する生計向上活動の マネージメントトレーニング¹⁷ (例:鶏を売る方法など)。

調査団からの返答として、JICA は UNHCR のように緊急支援で物資や機材を提供するので はなく、住民たちが持続的に自立発展できるよう長期的な開発支援を行う団体であること を説明した。同地域における経済の問題は取組むべき重要な課題であり、生計向上のため には住民のイニシアティブが鍵となり、住民の取組む姿勢と意識が高いところには必ず目 が向けられ、支援が行われるであろうと補足した。

以上。

日時:7月29日(金)19:45~21:30 場所:Casa Minha 面会者:Agio Pereirra 大統領府大統領補佐官 訪問者: 松野団長、河合団員、倉岡企画調査員 要旨

大統領府への訪問アポがとれず、同氏との夕食会にて面会することとなった。真実友好 委員会(TRF)、CAVR、ベテラン支援などに関する最新の情報を拝聴するほか、当方が検討

NDI がファシリテートしていることもあり、参加者のジェンダーバランスは配慮されていると思われる(調査団長)。

¹⁶ 住民会議の場で NDI が住民に対し、JICA (調査団)に意見を言うよう説明し、即興の意見交換という想 定外の展開となった。

¹⁷ 政府や NGO によるトレーニングは、1~2日のみの勉強会程度であるため、住民グループたちはフォ ローのトレーニングが必要(NDI)

中である社会的弱者支援(生計向上プロジェクト)に関する同氏からのアドバイスを得た。

8月1日に真実友好委員会(TRF)の設立、委員会メンバーに関する公式発表が行われ ることが決定した。委員会メンバーは CAVR からジャシント・アルベス、アニセト・グテ レスらが選出され、活動期間は1年間(延長1年可)で、ディリ・バリ・ジャカルタに 活動拠点が設置される予定¹⁸。マンデートは、99年騒乱での人権侵害に関する真実の究 明¹⁹。

CAVR 最終報告書は9月15日に完成予定。今後の取組みは10月末に決定する見込み。 現在のところ報告書の内容や提言について政府側は未だ知らない模様。

政府はCAVRフォローアップにおいて、被害者支援を行いたいと考えている。Solidarity Fund Budget?を活用した支援が検討されているが、被害と被害者の定義・分類が明確に しなければならない(ベテランのそれよりも比較的困難と思われる)。

被害者の中でも社会的弱者が支援対象のプライオリティであり、ベテラン・旧兵士(う ち最功労者に値する 100 名程度)も含まれるべきである。

ベテラン支援については、今後タスクフォースを形成し、彼らが何の支援を求めてい るのかを聞取る取組みがなされることが検討されている。現金による補償はないと考え (彼らが現金を貰っても何に使うべきか解らず困ってしまうであろう)、彼らの将来の生 活に役立つ何らかの支援がなされるべきである。

(調査団より紛争被害の影響が強いクララス、マウシガを対象候補地として、コミュニ ティレベルで包括的な生活向上のプロジェクトを検討している旨伝えたところ)紛争被 害者に焦点を当て、長期的に自立性・持続性を促進させるコミュニティでのプロジェク トは最も適当なアプローチであると思う。被害者を対象にすることは、他の人々も納得 するであろうが、周辺の村も対象に盛り込むことが望ましい。支援の期間、範囲、程度 等について、政府やコミュニティの人々が納得できるよう、今後 JICA はきちんと計画を 立てていくべきであろう。

ビケケではクララス以外にも、以前村人同士が喧嘩したワトゥラリが挙げられる。ビ ケケはその昔ラウテムの周辺地域と内戦があったところでもあり、他の地域と比べ王権 の名残り等、階層的・保守的な地域であることを理解しなければならない。

インドネシア時代、独立派の主な拠点地域に対しては、意図的にインドネシア政府が 開発を進めてこなかったと言える。

コミュニティレベルの支援であれば、ベテラン・旧兵士に特化したものではなく、コ ミュニティ全体を対象とすべき。コミュニティの地元意識は強く、人々はベテランたち のことを尊敬していることは確かである。しかし現実的に、年老いた彼らが今から技術 などを習得することは難しく、コミュニティを強化することで彼らのために役立つ何ら

¹⁸ ディリは CAVR 事務所の一部が TRF の事務局として使用されるとの話が出ている。

¹⁹ 99 年騒乱に関する全ての既存資料等を基に、事件の真相解明に係る捜査が行われる。CAVR 報告書の提 言以上のものがこの TRF で見出されるのかどうか懸念される、という意見も聞かれる。

からの取組みが必要。

プロジェクトを行う上では、コミュニティの活動を促進させるファシリテーターと、 住民や周辺村との連絡を担うコミュニケーターが極めて重要なアクターである。

Suco 選挙で、各村に Suco Council(村評議会)が形成され、村長や評議メンバーたちの ステータスは法律で定められている。この村評議会は民主的に機能するものと考えてい る。

コミュニティ内でのネットワークの形成として、Suco Council が機能的な役割を果た すためにコミュニティセンター(所謂の公民館)は極めて重要であり、検討中である生 計向上プロジェクトでも作るべき。必ずしも新たに施設を建設する必要はなく、地元に あるもの利活用することもできる。コミュニティの人々がお互い何を考えているのか、 抱える問題は何か、彼らの生活に関する身近な情報を交換し、話合えるようになるため にセンターは極めて重要。

実際のところ、コミュニティセンターのようなものがあるが、村で政治的に権力があ る者が独占使用するなど、利用に係る決まりが無いため、コミュニティの纏まりを産出 す本来の役割を果たせていない。コミュニティに民主的団結を作り出す拠点が村議会で あり、村のガバナンス形成とコミュニティの発展のために、コミュニティに存在するポ テンシャルが発揮されるプロセスと場所があることが大切である。

コミュニティの人々は、決して多くの支援を求めているのではなく、自分たちの生活 に関することを決める意思決定に加わりたいと考えている(政治的なものではなく、ノ ンフォーマルな力をコミュニティで持つべきである)。個人が直接政府に請願しても限界 があるため、コミュニティとしてまず身近に声を発することができる村評議会を機能さ せることは不可欠。

以上。

日時:8月1日(月)9:00~10:30
訪問先:労働コミュニティ再融和省Ministry of Labour and Community Reinsertion
(旧労働社会連帯庁) 第2回目
面会者:Ms.Carmen 社会サービス局長
Mr.Gil 社会サービス局調整官
Ms.Maria ベテラン局国際アドバイザー
訪問者:松野団長、河合団員、上條首席駐在員、倉岡企画調査員、アナクレタ平和の定着
特別補佐
要旨

7月28日に行なった同省との会議のフォローとして、要望調査プロポーザルの作成作業

にかかる打合せを行うこととなった。JICA 東ティモール事務所・調査団の協力案「未亡人 等の女性を中心とした生計向上プロジェクト」をたたき台として、同省側と摺り合わせを 想定していたが、ベテラン局(アドバイザー)との調整が必要となり、同局側からの要望 案についての話合いを行うこととなった(ベテラン局長は会議に出席していない)。

Maria ベテラン局国際アドバイザーより、ベテランを中心とした対象で、教育・保健・ 生活インフラ整備(水供給・天然資源による電力供給)・多目的コミュニティセンターと いう内容の包括的コミュニティ開発支援の案について説明があった(プロポーザルは用 意していない)。

中国政府がベテラン用の住居 100 戸の建設計画(対象地域は未定)があり、政府とし ては追加で 500 戸(7県)必要としており、特にベテランが多いリキサ、バウカウ、サ メなどで上記支援を行いたいとのこと。特にリキサはツーリズムのポテンシャルがある ため効果的であるとのことであるが、活動内容、金額など具体的な計画は決まっていな いとのこと。

調査団より、JICA は単発的に沢山の建物を建設する支援ではなく、持続性の観点から 生活向上にかかるソフトの支援を重視し、同省の社会的弱者支援政策が将来的に確立す るため、対象地域・対象者を絞ったパイロットプロジェクトを想定している旨説明した。

Maria アドバイザーは、Carmen 社会サービス局長が8月2-3日のビケケ県 Bibileo 村 (未亡人村)の出張後、同社会サービス局との考えと統合させた支援案を検討したいと 申し出た。

本打合せにおいて同省側の現時点での考えを抽出するため、意見交換(ブレインスト ーミング)を行った。平和の定着というコンテキストで、特に紛争被害の影響が大きい 地域で生計向上支援を行うことをテーマとし、同省側からはとりあえずの対象候補地域 を述べてもらった。以下同省側が提示した地域

a.アイナロ県マウシガ(1982年の蜂起など長期に渡り弾圧を受けたところとして有名) b.ラウテム県ロスパロス・メハラ (既に支援が入っている?)

c.ボボナロ県カイラコ・ハトゥダラ

d.マヌファヒ県サメ(未亡人グループが多い?)

e. ビケケ県ワイモリ、ビビレオ (クララス)(1983年の蜂起、強制移住、多くの未亡人が存在するところとして有名)

f.リキサ県リキサ

(プライオリティは、aとe)

Carmen 局長は、例えばビケケやロスパロスの地域を管轄するバウカウ地方事務所や、 県行政事務所のフォーカルポイントが存在するものの、同省予算の制約で車両がなく、 キャパシティも小さい等、地方での支援実施にかかる課題について述べられた。 Carmen 局長から口頭にて上述の地域があげられたが、これら地域に関する一般的理解 と知識の範囲で列挙されたものであると思われ、同地域の状況を確認できるデータや資料の有無についての言及はなかった。その様子からしても、データを基に同局の社会的 弱者支援の政策としてプライオリティを置いている地域でなく、言わば、その場での思いつきであげられる地域ではないか、との印象を受けた。

案件内容に関する上條主席駐在員からの提案

協力案である地方での生計向上を成果とするプロジェクトを行うことは、同省社会サ ービス局の現在のキャパシティでは実施することが困難であると思われ、組織・能力強 化として、まずは同省の社会的弱者支援実施にかかる機能向上を目的としたプロジェク トとするべき。その中で、プラクティスとして、ある地域で本格的に実施する生計向上 プロジェクトのための一連の準備活動を、同省と一緒に取組む(初年度は対象地域のデ ータ収集や活動内容検討にかかる住民コンサルテーションのワークショップなど)を行 う方が良いのではないか、との提案があった。

調査団としても、同省が社会的弱者支援を実施していくために基礎となる、既存のデ ータや資料などの情報管理もきちんと行えていない様子や、地方事務所のロジ的脆弱性 (事業予算、スタッフ数、車両、連絡体制など)を鑑み、上述の提案に賛同した。

組織・機能強化にフォーカスした案件内容について、Carmen 社会サービス局長に、明 日からのビケケ出張時に様子を見つつ、調査団長から説明することとなった。

同案の内容で、プロポーザルのたたき台を倉岡企画調査員が作成することとなり、ビ ケケ出張後に社会サービス局の案と摺り合わせを行う旨、JICA側で賛同・認識共有した。

以上。

日時:8月1日(月)16:00~17:30 訪問先:CAVR 面会者:Pat Walsh CAVR National Commissioner 国際アドバイザー Kieran Baxer UNOTIL 人権ユニット・CAVR アドバイザー Amelia de Araujo UNOTIL 人権ユニット・キャパビルチーム 訪問者:松野団長、河合団員、上條首席駐在員、倉岡企画調査員 要旨 CAVR の最終報告書及び今後動向に関する情報について調査団から質問したところ以下の説 明があった。また、社会的弱者支援プロジェクト案に関するアドバイスを得た。 CAVR報告書は9月15日に完成、その後14日間の間に国連安保理への提出等を 経て、9月29日に大統領提出され、公開となる予定。当初の日程から遅れたのは、報

告書が国民に公開・普及されるためにはポルトガル語・テトゥン語版の完成が必須であ

る大統領・首相の間で同意された経緯を経たためとのこと。

7月29日国会において、現在のCAVRが2005年10月31日まで延長されることが決定。 ポスト CAVR 事務局(Secretariat)の開始及び活動内容については、今後2ヶ月の間に国 会にて正式に決定される。

現時点では、右事務局の活動期間は1年間で、CAVR報告書の普及・広報、人権センター(教育的コンセプトで報告書の展示など)に係るテクニカルな作業を中心とした活動 内容が想定される。

人権センターの機能や運営等、CAVR フォローに関する長期的な方針については、政府/ 国会によって決定される。政府が CAVR 報告書を手交していない現況にあるため、現在の ところは政府の方針が提示されるまでには未だ時間を要する。

CAVR 事務所(コマルカ)の建物、土地利活用、記録保存(アーカイブ)等、ポスト CAVR の取組みに係る政府の政策的判断については、首相(府)が主導権を握る(キーマンとな る)可能性がある。国際用/国内用アーカイブの施設として建物を利活用することがアイ デアが出される等、首相(府)は非常に協力的であり、定期的に(頻繁ではないが)大 統領とのコミュニケーションも取られている。

日本政府(大使館)は以前から CAVR フォロー支援への関心は非常に高く、これまでも 具体的な支援内容について相談を受けている(JICA は日本大使館と緊密な連絡を取合っ ている旨伝えた)。英国図書館(British Library)が、記録文書のコピー保存のために技 術協力を行うことに関心を示している模様。援助機関の中では、JICA 以外に CAVR 側に直 接訪問に来ていない。

ポスト CAVR フォローアップの期間は、少数のスタッフによる専門的なチームが形成され、右チームが支援活動を実施するのではなく、政府の支援プログラムを補完的にサポートする役割になると思われる。UNも被害者支援ワークショップをこれまで行ってきたが、今後政府が具体的にどのようなメカニズムの基に支援を実行するべきか、CAVR報告書の提言が明らかになった後、関係省庁との協議が必要となるであろう。

ポスト CAVR 事務局のテクニカルチームへ JICA からの協力で、(被害者支援などの実施 を担う)労働再融和省と連携した取組みなどの支援が可能かどうか、検討できないもの か?(短期間の支援を実施する場合でも、要請ベースで手続きを進めることとなり、政 府からのプロポーザルが必要。早くても 2006 年4月からの協力実施が見込まれる旨説明 した)。

UNOTIL(前 UNMISET)の人権ユニットは、同国の人権問題の取組みに係る財政的サポートのほか、枠組み整備や活動プロセスに関する助言、調査活動等を行っている。

被害者支援に関する情報として、NGOのHak AssociationはUNとの連携でコミュニティプロファイリングを行った。これは被害者個人に対する支援を目的としたものではなく、紛争被害者を含む社会的弱者が存在するコミュニティへの支援プログラムを構築するため、紛争のインパクトやコミュニティのニーズについて確認する調査で、ビケケ県

クララスやアイナロ県マウシガなどの紛争被害が大きい地域で行った(結果やレポート の有無については要確認)。

NGO の Fokupers も女性被害者等の現状に関する、フォローアップパイロットプログラムで、全国巡回調査を実施し、ヒーリングワークショップ等も行っている。

(調査団より紛争被害が大きい地域での社会的弱者に対する生計向上等の支援を検討し ている旨伝えたところ)人権ユニットからのアドバイスとして、全く新たなコンセプト やアプローチで支援するのではなく、現地事情に精通し活動経験がある現地NGOとの 連携が有効である。

(労働再融和省が社会的弱者支援の対象地域・グループの選定等に必要となるデータを きちんと所持していないと思われ、今後公開扱いとなるCAVRの調査データを、同省 が活用できる可能性について伺ったところ)調査データは極めて集約的な情報であるた め、内容は非常に複雑且つ貴重な資料であり、公式に活用できるためには、CAVR最 終報告書の完成および同データ資料の扱いや、活用に関する法律の整備が前提となる。

以上。

日時:8月1日(月)12:00~13:30

訪問先: NGO Tuba Rai Metin,

面会者: Mr. Jose Adriano Gusmao 代表

訪問者:松野団長、河合団員

要旨

当 NGO による女性を対象としたマイクロファイナンス支援についてヒアリングを行った。 Gusmao 代表より以下の説明があった。

Tuba Rai Metin は、女性のみを対象としたマイクロファイナンス支援を行なっている 現地NGOで、2002年2月に活動を開始した。グスマオ代表は、元 CNRT 外交担当で、4 ヶ国語を流暢にあやつる。母国の独立後、ディリ、バウカウにオフィスを設置(スタッ フ計21名)。ディリ県、バウカウ県、ヴィケケ県で活動を行なっており、今後は、オイ クシ県、マナトゥト県、ラウテン県にも活動を拡大する予定。

これまでに貸付を受けた女性の数は約 1800 人で、おもな資金源はカトリック救援サービス (CRS)から。

対象者の25%は、野菜作りや作物(キャンドルナッツ、コーヒーなど)生産。また、 バナナのお菓子、ドーナッツ、パームワインなどを作り、地元の行商店に売っている。 これら生産、販売活動を目的に融資を希望する場合、最低6ヶ月の経験を条件として選 定している。

多様な生業活動をグループで行なっているものと、ひとつの活動をグループみんなで

行なっているもの、とに大きく分けられる。

コミュニティの人々に融資を行なう際は、まず

県、郡、村、集落の長に説明を行ない、

住民を対象に村や集落での説明会を開く。

次に融資を始める前に2ヶ月間トレーニングを行なう。内容はグループ活動の運営や 市場取引や帳簿つけなどについて。

融資が始まると、トゥバ・ライ・メティンのスタッフが利子を回収するために月に一 回すべてのグループを訪問する。これは、参加者に利子を払う 習慣をつけてもらい、 同時に各グループとスタッフの間のコミュニケーション を確保するために考え出さ れた方法である。グループで何か問題が生じた場合、 スタッフは他のグループの取り 組みを紹介するなどしてグループに解決策を検討してもらっている。

女性たちは商売の利益を、子どもの学費、食料や服の購入、家畜(鶏、豚、山羊、水 牛、牛)を買うといったことが多い。

他のNGOでは、CCF (Christian Children Fund)、HALARAE、Opportunity Timor Leste、 Care International 等がマイクロファイナンスの支援を行なっている。Tuba Rai Metein を含めてこれらの団体はマイクロファイナンスに関するワーキンググループを構成し、 情報交換を行なっている。

マイクロファイナンスを行っている他の多く、グラミン銀行系のやり方採用している が、我々は、よりコミュニティに根ざしたアクセスし易い銀行にすることをモットーと している。

今後の計画として、貯蓄の能力をつけるトレーニングを検討。

労働連帯庁やILOと雇用、トレーニング、識字トレーニング面で連携関係にある。 単に一時的な収入創出のための能力に留まらず、永続的な生計手段のための新たに職能 技術を習得したいとのニーズ。

以上。

日時:8月2日(火)16:00~17:30

訪問先:労働コミュニティ再融和省(旧労働社会連帯庁:SSLS)バウカウ地方事務所

面会者:地方担当官

訪問者: Carmen 労働コミュニティ再融和省社会サービス局長、Gil 社会サービス局調整担 当官、Joanna 女性支援担当アシスタント、松野団長、河合団員、上條首席駐在員、アナク レタ平和の定着プログラムユニット特別補佐

要旨

バウカウ地域事務所の体制及び業務の内容について調査団より質問したところ、以下の 説明があった。 バウカウ地域事務所は、4県(バウカウ県、マナトゥト県、ラウテム県、ビケケ県)を管轄している。事務所体制は以下のとおり。

スタッフ数:合計11名(地域調整担当官1名・ほか職員4名、警備2名、運転手2名、 IL0 担当スタッフ2名)

車両:トラック1台(災害時等の緊急物資輸送用),バイク数台、霊柩車1台

機材・設備:パソコン3台、ジェネレーター、机、椅子、物資倉庫、水道、トイレ

- 電気:日中は殆ど停止状態。(ジェネレーターのオイルは補給されておらず使用不可)
- 特徴:天井高の広いフロアで(体育館のような形) デスクワーク、会議、行事、倉庫 など多目的利用する建物。片隅には緊急用の米(ビケケのとある村が不作による 食料難のための中央から送られたもの。中央 - バウカウ地域事務所 - ビケケ県庁 間の連絡体制や指示・執行プロセスの問題等であるため数日間同事務所で保管さ れている状態)

同事務所は上記管轄4県において主に以下の任務を行うことになっている。

1.ソーシャルサービス²⁰

未亡人、孤児²¹、障害者²²、ベテランなどの社会的弱者のデータ収集・対応

(バウカウ地域にはベテランが多く存在し、食料の援助等を行っているとのこと)

2 . 食料援助

貧困者、災害被災者などへの食料配給

3.技能訓練

失業者等からのニーズ確認やデータ収集を行い、雇用に必要な技能訓練を提供

4.労働

労働基準法に関する雇用者(企業)労働者などへの広報・普及活動

5.霊柩車サービス

病院・家庭から墓地へ死亡者を輸送するサービス

- 6.STAGE プロジェクト (ILO による雇用促進支援)
- 職業訓練希望者の登録など

管轄地域での貧困が著しいところはほぼ全域であるが、紛争の被害の影響が残る主な 箇所(村)は、バキア、キリカイ、フェマシ、マテビアン山周辺、ムリア(南岸地域) があげられる。特にムリアはインドネシア政府(軍)により強制移住させられた背景を

²⁰ 労働コミュニティ再融和省(中央)社会サービス局は、 孤児等の子供・若者、 未亡人等の女性、 障害者、 人道災害支援、 囚人の社会復帰、 未成年犯罪者の権利保護、の任務に分かれる(8月2 日同局調整担当官)

²¹ 政府(同省)国営の孤児施設はない。同省は孤児に対する直接支援を提供するのではなく、家族(親) とのソーシャリゼーションを促進、ファシリテイトする。また、NGO、教会、個人等の民間孤児施設に おいて、施設運営の標準規定の導入・モニタリングを行う役割である(8月2日 同局調整担当官)

²² 02 03 年同省による調査(各県行政事務所から情報データを集約)で 全国に推定 13,000 人の障害者 が存在し、うち約 12,000 人はデータ登録済とのこと(8月2日 同局調整担当官)

もつ人々が住んでいる地域である。過去に、とあるインドネシア人保護区へ独立派ゲリ ラが襲撃をしたという出来事があったことから、移住させられた人々と地元民との間に 土地問題に関する揉め事が発生したこともあった。

管轄地域における他機関による主な支援は、GTZが農業と水供給・衛生でバウカウ 県、ビケケ県、ラウテム県で支援を行っている。また、現地NGOの Center for Development Entrepreneur (代表パピト氏)が失業者に対する職業訓練や、地元企業へ のマネージメントのトレーニング等を行っている。

労働コミュニティ再融和省社会サービス局側は、バウカウ地域事務所が管轄県に出向 くための車両を有していないことや業務時間中に電気が来ないためパソコンが使用でき ない等、同省の出先事務所が抱える設備的な問題を初めて知る様子であった。 以上。

日時:8月2日(火)16:00~17:30

訪問先:ビケケ県行政事務所

面会者:Egidio 社会経済活動担当(フォーカルポイント)

訪問者: Carmen 労働再融和省社会サービス局長、Gil 社会サービス局調整担当官、Joanna 女性支援担当アシスタント、松野団長、河合団員、上條首席駐在員、アナクレタ 平和の定着プログラムユニット特別補佐

要旨

社会経済部門フォーカルポイントは、Egidio 氏 1 名のみで県全体の ソーシャルサー ビス、 経済活動の開発を担当している。これとは別に地域開発担当 1 名が生活・社会 インフラの開発を取り纏めている。これら開発関係の担当のフォーカルポイントは、県 知事が統括している。よって、県における公的支援や事業の実施に係る意思決定は、県 知事に委ねられることとなる。

同フォーカルポイントの通常業務は、社会部門については、 県内の社会的弱者に関 するデータ収集、 村の支援ニーズの確認および支援実施に係る関連省庁との連絡・調 整、 村の状況確認のための記入様式(フォーム)の配布・収集、など。経済部門につ いては、県内の経済活動状況に関するデータ収集である。

県行政事務所の主な設備・機材は以下のとおり。

スタッフ数 (開発行政関係): 合計 2 5 名 (県担当 10 名、準県担当 15 名)

車両:県知事用車両1台(ランクル)、副知事及び主要部局用2台(インド製 TATA)

地方開発担当用オーバイト数台(準県・村への移動手段)

機材・設備:パソコン各ユニットに設置、ジェネレーター(日中の業務時間内のみ の使用) ほかオフィス機材

電気:日中は停止状態

中央政府から送られた食料等の援助物資を輸送するトラックがないため、(トラックを 所有する)NGO等に運んでもらうか、住民に同事務所まで取りに来てもらうという方 法を足らざるを得ないとのこと。

米の不作により食料難に陥ったビケケ県のとある村のために、緊急用の米袋が中央の 労働再融和省からバウカウ地域事務所経由で同事務所に送られたが、未だに現地に運ば れていないことが発覚(*詳細は下記に記述)。また、同県のベテランに関する調査デー タが中央に届いていないといった文書伝達の不備が、調査に同行した中央の局長訪問に よって浮き彫りとなった。地方と中央間の連絡、命令系統、意思決定などの体制がきち んと機能していない等、公務遂行に係るシステムや構造の問題が見受けられた。

* とある村の村長が大統領とのコネクションを通じ、直接中央政府側に同村への米配 給(81袋)を請願した。大臣の支持で労働再融和省は即座に同県行政事務所に送った。 フォーカルポイントの Egidio 氏は、以前に県内の旱魃不作地域の調査データ(2,246 人が深刻な食料難)を収集したと主張し、特定の村に対する配給が周辺の村との紛争 に発展することを恐れ、事務所倉庫に保管したままで、請願があった村を訪問してい なかった。これに対し、同省 Carmen 社会サービス局長は、現場の実態を見ずに判断し たことを指摘し、現場の訪問と餓えている村民へただちに配給するよう訴えた。

本来ならば、村長 県行政事務所フォーカルポイント バウカウ地域事務 所 中央 のルートで対応・実施せねばならないと思われ、このような特例措置 (村長から大統領への直接誓願)の場合の対処について明確な法律などが定められて いない可能性がある。現に中央・地方側は本ケースの対応に困惑していることが今回 の同行調査を通して見受けられた。末端の村で本当に支援を求めている住民たちは、 これを政府による対応の悪さとして受け止め、不満を募らせる結果を招いていること が推察される。

以上。

 日時:8月2日(火)14:00~16:30

 訪問先:ビケケ県Bibileo(ビビレオ)村

 面会者:Gomez 村長

 訪問者:Egidio ビケケ県行政事務所社会経済活動担当(フォーカルポイント)

 Carmen 労働コミュニティ再融和省社会サービス局長、Gil 社会サービス局調整担当官、Joanna 女性支援担当アシスタント、松野団長、河合団員、上條首席駐在員、アナクレタ平和の定着プログラムユニット特別補佐

 要旨
Bibileo村(通称未亡人村)は、国内において紛争による被害が特に大きかったところと して知られている。特に1983年の同地域で発生した独立派の蜂起を受け、インドネシア国 軍や民兵が集中的に同地域の独立派ゲリラや村民を襲撃し、男性を中心とした村人を殺害 したことで、未亡人が多く存在する村と言われている(詳細は CAVR 調査資料)。 紛争被害者を含む社会的弱者の生計向上プロジェクトの対象候補地としているが、調査団 および労働再融和省側が、同村の実態・現況について把握できていないため、今般同省か らの一行と共に同村を訪問し、現地の状況を調査した。収集した情報は第4章に記述。

日時:8月4日(木)8:30~11:00
訪問先:労働コミュニティ再融和省Ministry of Labour and Community Reinsertion
(旧労働社会連帯庁) 第3回目
面会者:Ms.Carmen 社会サービス局長、Mr.Gil 社会サービス局調整官
Ms.Maria ベテラン局国際アドバイザー、Ms. Aida 計画調整担当官
訪問者:松野団長、上條主席駐在員、倉岡企画調査員、Anacleta 平和の定着特別補佐、
河合団員

要旨

昨日のビケケ出張後、Carmen 社会サービス局長が作成(テトゥン語 [写し入手済]) したプロポーザル案を確認するための打合せを行った。会議にはベテラン局から Maria アドバイザーも出席し、同局からのプロポーザル案(ポルトガル語 [写し入手済])も 提示された(ベテラン局長は会議に参加していない)。

ベテラン局側の案は、ベテランが多い地域を対象とした、教育・保健・衛生などの活動が盛込まれた、総合的なコミュニティセンターの設置が中心のものであった(下記プロポーザル案のポイント・留意点参照)。

特に保健においては、診察可能なクリニックの機能をもつセンターにする等、専門的 なアプローチも含まれているため、同局のキャパシティや、他のセクター省庁とのマネ ージメントや実施能力について不明点が残る。また、同局はベテラン対象地域のマッピ ング等のデータがあるものの、ベテラン支援の概念や方向性、社会的弱者支援との兼ね 合い等に関し、省内で明確にする必要があるのでは、と調査団からコメントした。

JICA 側は、同省のキャパシティ・組織強化の必要性について、先日のビケケ出張での 調査で、地方事務所の連絡体制が整っていない等、地方でプロジェクトを展開するため に、まずは同省の支援実施に係る既存の体制を強化することが極めて重要であることを、 社会サービス局長と共に認識共有したと説明し、Mariaアドバイザーからも理解を得た。 社会サービス局の案は、同局からの一行と共にビケケ出張調査を行ったことで、プロ ポーザル内容は JICA 側の方針とほぼ一致しているものであった(下記プロポーザル案ポ イント・留意点参照)。

両局で意見が異なる内容のプロポーザル案であったが、同省全体の調整部局の Aida 計 画調整担当官より、基本的に社会サービス局の案で提出する方向で進めたいとのことで あった。

対象者にベテランを含めることで、ベテラン局の案を部分的に統合させることについ て Carmen 局長は賛同していたが(社会サービス局側は、自分たちの案に大臣からサイン を貰い、必ず提出すると強い姿勢であった) 同局の案を最終的な提出プロポーザルにす ることついては、追って大臣の了承を取付けるとのこと。

社会サービス局側のドラフト案で、書きぶりなどを微調整する部分について JICA 側と 意見交換し、最終版となる英訳版を JICA 側で作成補助することとなった。同日午後には、 Carmen 局長と再度確認(Anacleta 特別補佐が提出に向かった)したところ、明日午後に 大臣の了承を取付けることとなった。

ベテラン局プロポーザル案のポイント・留意点

- ベテランが多い地域を対象(候補地は全国に分散されたベテラン住居建設予定地が基本)。ドナー支援が多く実施されているリキサ県リキサにプライオリティを置いている
 ²³。
- ・ 住居の建設は明確に含まれていないものの、総合コミュニティセンターの修復が主な 内容。内容が総花的であり、同省が各コンポーネントを統合して管轄するよりも、セク ター毎に分割した案件とする方が望ましい。センターの活動(教育・保健・生活インフ ラ)に関しては具体的な計画は明確でない。
- 国家としてベテランと社会的弱者と、どのように区別して支援するのか、政策や方針
 について大臣や閣僚レベルの判断が必要となる。
- ・ 同局が直営で案件を担当することとなるが、案件のマネージメント(地方スタッフの 配置、人数、連絡・調整など)体制が不明であり、実現可能性と持続性について再度検 討する必要がある。
- RESPECT で実施された Metinaro の納骨堂(調査団視察)などを悪い例(建設計画や事業管理の不備)として、今後ベテラン・旧兵士関連の支援に関し、同局は国連機関などの官僚的な支持による案件ではなく、計画性のある効果的な案件を実施したい意向に関しては理解。

社会サービス局プロポーザル案のポイント・留意点

・ 1975 年から 99 年の紛争被害の影響がある地域・人々に対する生活向上支援のマネージ

²³ 同地域は、これまでに地域開発や帰還民再定住支援などで他ドナーの支援が多く入ったところであり、 加えて外務省草の根無償でもコミュニティセンターの支援が行われたところである(Maria アドバイ ザーに説明済)

メントと、持続的な経済活動のキャパシティをコミュニティレベルで強化する。このた めに必要な同省のロジ強化およびファシリテート能力の強化を図る。

- ・ 基本コンセプトは、同省の社会的弱者支援実施ための、アドミン/キャパシティ強化と、 草の根レベルでの活動の強化。
- ・ 地方でのパイロットは、生計向上そのものの成果を出すためではなく(住民の所得が 増加する等)、本格実施までに必要な一連の準備活動(データ収集・分析、 住民 コンサルテーション、 活動のために必要なリソース動員の調整、 ワークショップの 実施(生業活動のグループ形成等))を段階的に行い、その経験を将来の本格的な社会的 弱者支援の政策や、コミュニティの生計向上プロジェクトの実施・運営に活かしていく、 というもの。
- プロジェクト期間は3年間。中央に日本人の専門家を置き、地方でパイロットの実施
 に向けて必要となるワークショップ、技術指導、モニタリング等の必要な人材は、NGO等から動員する。
- 政府の立場からすると、ロジ体制の強化として、最低限必要なコンピュータや車両などの機材を入れる必要があるとのこと。日本側の投入内容については、今後の実施前調査で詳細を検討する。
- ・ 直接裨益者は、同省社会サービス局スタッフ(23名)。間接の裨益者はパイロットの対象地域住民(住民からのファシリテーター数名および村民 300~400人(人口約2,000人)。

以上。

入手資料一覧(以下資料は、「2005年平和の定着プロ形調査収集資料」ファイルに保管)

- 1.東ティモール政府
- (1)省庁組織図
 - ·新省庁組織図 2005 年 7 月
 - ・労働コミュニティー再融和省(Ministry of Labour and Community Reinsertion) 組織図 2005年7月
 - ・旧労働社会連帯庁総務財政局 組織図 (省庁再編以前のもの)
 - ・首相府ジェンダー平等推進室(Office of Promotion for Equality)組織図

(2) ビケケ県関連基礎資料

- ・ビケケ県開発計画 2005年5月(国家行政省地方行政局)
- ・ビケケ県プロファイル 2002年 UN
- ・Bibileo 村未亡人人口(県行政事務所提出用)2005 年 8 月 2 日

(3)国家統計局

- ・国勢調査統計 首相発表配布資料 2004年9月14日
- (4)その他(テトゥン語資料)
 - ・マヌファヒ県における労働社会連帯庁・省庁コミッション連携活動レポート ・ラウテム県 省庁コミッション3 week セミナー活動レポート 2003 年
- 2. 国際機関
- (1) UNDP
 - ア.RESPECT 関連
 - ・RESPECT 第 10 次月間進捗報告 2005 年 1 月(日本政府用)
 - ・RESPECT 第11次月間進捗報告 2005年3月(日本政府・タイ政府用)
 - ・RESPECT 県レベルプロジェクト 事業費配分実績票
 - ・JICAによるフォロー支援の提案に関する(非公式)メモ 2005年8月
 - イ. 貧困削減ユニット Fact Sheet 2005 年 2 月
 - ・貧困削減・コミュニティ開発「貧困者エンパワーメントのためのイニシアテ ィブ促進」
 - ・アイナロ/マナトゥトコミュニティ活性化プロジェクト(AMCAP)
 - ・オエクシコミュニティ活性化プロジェクト(OCAP)
 - ・自動税関データ管理システム(ASYCUDA)

- ・元兵士およびコミュニティのための社会復帰・雇用・安定プログラム(RESPECT)
- ・地方開発プログラム(LDP)
- ・開発に関するアドバイスサービス(DAS)
- ・雇用確保のための能力トレーニングプログラム(STAGE)
- ・東ティモールにおける女性のリーダーシップと国家形成の強化プログラム (PERWL)
- ・国家開発計画の実施のための調整・モニタリング・計画支援プログラム (COMPASS)
- (2)USAID/UNDP
 - ・東ティモールファイナンスサービスセクター評価 2004 年 12 月 (CD-ROM : Tuba Rai Metinより入手)
- (3)WFP
 - ・食料確保の不安定性と脆弱性に関する分析 2005 4月
- (4) N G O
 - ・Tuba Rai Metin / CRS : (女性対象のマイクロファイナンス)プロジェクト事業予 算執行状況累積 2005 年 7 月 31 日付
- 3.被害者関連資料
- (1) CAVR公開資料
 - ・女性と紛争に関する公聴会 2003 年 4 月 28-29 日
 - ・強制移住と飢饉に関する公聴会 2003 年 7 月 28-29 日
 - ・虐殺に関する公聴会 2003 年 11 月 19-21 日
- (2) International Rescue Committee
 - ・「移行期の正義とジェンダーを基とした暴力」調査報告書 2003 年 8 月
- 4.貧困データ関連資料
 - ・Suco Survey 2001 元データ(電子ファイル)

APPLICATION FORM FOR JAPAN'S TECHNICAL COOPERATION

- 1. Date of Entry: Day <u>28</u> Month <u>07</u> Year <u>2005</u>
- 2. Applicant: The Government of <u>Timor-Leste</u>
- 3. Project Title: <u>Strengthening Vulnerable Groups Assistance</u>
- 4. Implementing Agency: <u>Ministry of Labor and Community Reinsertion, The</u> government of Timor Leste

E-Mail:

5. Background of the Project

(1) Vulnerable Groups in East Timor

Timor-Leste, newly independent in 2002, faces challenges of new institutional development and an increasing assistant need for the well being of Timorese people. According to the village Survey, 40% of the population fell below the national income poverty line. With a rapid population growth, poverty reduction is an important objective of The National Development Plan (NDP) for the five-year period 2002-2007. Vulnerable groups such as widows, disabled people, and orphan are part of the population in poverty. In case of Timor-leste, it is also important to recognize that those who affected by the struggle and face difficulties in reintegrating to the ordinal society, such as veterans are also considered as vulnerable people.

(2) Challenges for the government

With the assistance from international community, the Ministry of Labor and Community Reinsertion have already taken some initiatives, such as poverty reduction and child protection related supports. The UNDP programme funded by the Government of Japan, "RESPECT: Recovery, Employment & Stability Programme for Ex-Combatants & Communities in Timor-Leste", is officially completed in May 2005. Some projects contribute to public assets, some project encouraged to facilitate community empowerment. It is highly expected to promote existed initiatives to develop so that communities can achieve an improvement of livelihood.

The year of 2005 and 2006 are important for the vulnerable groups assistance. On going registration process for veterans and clandestine will be finalized. The final report of the Community Reconciliation Process of the Commission for Reception, Truth and Reconciliation (CAVR) will be released. Some specific recommendations for the victims of the struggles can

be discussed in the future. In order to meet the need of the vulnerable people of Timor-Leste with a timely manner and special attentions for their specific needs, especially in the conflict affected areas, strengthening the capacity of the Ministry of Labor and Community Reinsertion is critical.

6. Outline of the Project

(1) Overall Goal

To promote the well being, best interests and on going development of vulnerable people groups in Timor-Leste for consolidation of Peace.

(2) Project Purpose

To strengthen an existed government mechanism in order for effective and efficient service delivery for vulnerable groups assistance in remote areas, especially most conflicted areas of Timor-Leste.

(3) Outputs

- Necessary data on the vulnerable groups will be accumulated and understood by the government staff how to utilize them (Division of social services).
- A solid liaison mechanism among government agencies, NGOs, and local actors, such as Suco councils will be established and properly function.
- Staff will acquire skills for the public consultation workshop and understand the needs of the communities.
- Skills and knowledge how to address the needs of vulnerable groups in districts will be understood by the government staff in charge from the lessons learnt from the pilot activities in districts.
- The government agency will acquire skills for strategic planning and implementation for the vulnerable groups.

(4) Project Activities

- 1. To analyze policies, data on vulnerable groups and conduct surveys
- 2. To promote an active liaison with all stakeholders.
- 3. To organize and conduct workshops for public consultations.
- 4. To plan, implement, monitor, and evaluate pilot projects for the selected areas.
- 5. To develop strategies for vulnerable people's assistance.

(5) Input from the Recipient Government

Available data related the project, office space, and counterparts from the

government of Timor-Leste

(6) Input from the Japanese Government

Experts (Japanese or third country experts), support for activities (workshops, pilot projects materials)

7. Implementation Schedule

Month <u>4</u> Year <u>2006</u> ~ Month <u>3</u> Year <u>2008</u>

8. Implementing Agency

Ministry of Labor and Community Reinsertion, The government of Timor-Leste (MLCR)

9. **Related Activities (with the MLCR)**

- Division of Social Services: One international advisor from the UNICEF for child protection in 2005
- JICA :Two officials have attended to the Third Country Training Program (TCTP) in Malaysia for Consolidation of Peace in February 2005.
- JICA: A Japanese NGO, LoRo-SHIP has been collaborating with the MLCR for a fair-trade activities of handicrafts in Lost Palos under the JICA partnership programme since June 2005 for three years.
- JICA: Project Formulation Survey of Consolidation of Peace (Promotion of Post-conflict society reintegration program) in July 2005 jointly conducted field survey.
- Project formulation study mission to the Philippines is scheduled in August.

10. Gender Consideration

Widows and female ex-combatants are part of the targeted vulnerable groups.

11. Environmental and Social Considerations

Extreme poverty, trauma, lack of socio-economic infrastructure are obstacle factors of community empowerment in post conflict society of Timor-Leste.

12. Beneficiaries

Approximately 10 persons of the Ministry of Labor and Community Reinsertion are the core target beneficiaries by the project. Small pilot activities are expected to reach to 100 or 200 population including local government officials, local representatives, and vulnerable people in project sites.

13. Security Conditions

Normal

14. Others

Government officials and the JICA project formulation survey mission jointly conducted field visits to exchange points of views and possible actions to be taken in the future, such as targets of the project, beneficiaries, and pilot activities and sites that affected by the conflict in August 2005.

APPLICATION FORM FOR JAPAN'S TECHNICAL COOPERATION

- 1. Date of Entry: Day <u>28</u> Month <u>07</u> Year <u>2005</u>
- 2. Applicant: The Government of Republic Democrastic of East Timor
- 3. Project Title: JARCOM Promotion of Food Processing Skills Development
- 4. Implementing Agency: <u>Ministry of Labor and Community Reinsertion, The</u> government of Timor Leste

Address:Rua de Caicoli Dili, Timor-LesteContact Person:Mr. José Maria da Costa Soares, Director, Division of Employmentand Skill DevelopmentTel. No.:Tel. No.:670-7276000 /+670 333 9581Fax No.

E-Mail: ramahana@yahoo.co.id

5. Background of the Project

Ministry of labor and Community Reinsertion (former Secretary of Labor and Sollidarity) plays an important role for poverty reduction of Timor –Leste. It covers social services for vulnerable people and promotion of employment through skill trainings. According to the village Survey, 40% of the population fell down bellow the national income poverty line. With a rapid population growth, poverty ruduction is an important objective of The National Development Plan (NDP) for the five-year period 2002-2007.

Ministry of labor and Community Reinsertion has initial project of food processing small project assisted by the RESPECT (Recovery, Employment and Stability Programme for Ex-combatants and Communities in Timor-Leste) project of the UNDP funded by the Government of Japan. This project aims at skill development of targetd people (vulnerable people in rural areas) so that they can acquire skills for self-employment in either micro businesses or cottage industries to achieve household income through self-help. The government of Timor-Leste is strongly intrested in developing this initial project to sustanable one. However, dur to a lack of experience and limited existed resources among ministries, technical assistance is urgently needed to develop strategies. It is highly noted that it is critical to gain knowledge of basic food processing development and discuss the scope of the future project.

6. Outline of the Project

(1) Overall Goal

Small business groups of vulnerable people groups (70% are women, 10% disabled people) will develop their knowledge and skills for food processing to achieve self-help.

(2) Project Purpose

The Ministry of Labour Community Reinsertion (MLCR) will aquire skills and knowledge to promote food processing activities of small vulnerable people groups.

- (3) Outputs
 - 1. The MLCR will accumulate the teaching methodologies of food processing for small vulnerable people groups.
 - 2. The MLCR staff and distrcit emploment centers will understand and be able to conduct data analysis, planning, coordinating with related ministries, monotoring, and evaluation methodologies.
 - 3. Distrct Employment Centers will be be capable in facilitating an adequate and markect oriented development of vocational training based on the labour market and information about the small scale food processing industry.
- (4) Project Activities
 - \cdot (Policy development) On the job training or workshop on the food processing strategies.
 - Trainings on data analysis, food processing, needs analysis, facilitation, and curriculums of trainers.
 - · Pilot activities of food processing workshops for the vulnerable groups
- (5) Input from the recipient Gorvenment Trainers for food processing activities, office space, activity fee(upon the budget regulation), facilitation for the internal and external coordination on the project.
- (6) Input from the Japanese Government Technical assistance (third country expert dispatch or trainings), supports for training, Workshop, Seminar etc.

7. Implementaion Schedule

Month April Year 2006 ~ Month April Year 2008

8. Implementaion Agency

Ministry of Labour Community Reinsertion

9. Related Activities

Similar program has been executed through RESPECT (Recovery, Employment and Stability Programme for Ex-Combatanats and Communities in Timor-Leste) project of the UNDP funded by the Government of Japan. Additionally, Ministry of Labour CommunitybReinsertion has annual budget for workshop and training activities which food processing one of the agenda.

10. Beneficiaries

- Direct beneficialies are 10 or 20 (members of the MLCR and the distrcy training centers)
- Second benefilialies are 1320 people (22 small business groups where each group comprose of 60 people : 40man and 20 woman)

11. Environmental and Social Considerations

Post conflict society

Social-economic infrastructures were devasted in 1999. Water and electricity are still lacking in districts.

gender and development

Participation of women is strongly encouraged

low skill technologu

Vulnerable groups have relatively low literacy rate than others.

local language

People in districts may use local dialects and not all of them understand national languages such as Tetun, and Portugese.

12. Security Conditions

Safe

12. Others

JARCOM project formulation budget has allocated and expected and to conduct a study on the food processing in the Philippines.